



第3部 基本計画

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

《自然保全、循環型社会、土地利用、生活環境、歴史・文化》

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

《農林業、商工業、観光・サービス業、移住・定住、雇用・就業》

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

《保健・医療、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉、
社会保障、地域コミュニティ、防災、消防・交通・防犯、
上下水道・し尿処理、消費者保護、人権尊重社会》

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

《学校教育、青少年健全育成、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、
男女共同参画、人権啓発、交流（地域間交流・国際交流）》

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

《協働によるまちづくり》

第6章 信頼される役所づくり

《行政運営、行財政、情報公開》

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

第1節 環境にやさしいまちづくり

第1 自然環境の保全と活用

○現状と課題

本町は、緑深い山々や大小の清流に恵まれており、紀の川流域の集落地を中心として、南北の中山間部は樹園地が広がっており、このように豊かで多様な自然環境は、本町の誇りです。

全面積の約66%を占める山林は、林産物の供給のみならず、国土の保全、渇水や洪水の緩和、良質な水を育む水源のかん養^{*}機能、土砂災害の防止など、重要な役割を果たしていますが、近年の後継者不足や木材価格の低迷により、人工林の荒廃が多く見られるようになりました。今後も、森林の持つ多様な機能を増進するため、森林整備地域活動支援事業を活用するなど、森林の造林と保全を図る森林整備を促進していかなければなりません。

一方、紀の川、有田川をはじめとした大小さまざまな河川が育む清流は、人々の生活に潤いを与え、夏には鮎釣りや川遊びの場として利用されています。

河川改修における自然に調和した工法の導入、河川への不法投棄の監視体制の強化、河川愛護に関する広報などの情報発信を行うことにより、河川・水辺環境の保全に努めていく必要があります。

また、地球温暖化防止のため、新エネルギー^{*}の導入検討や公用車へのエコカー採用、再生紙の利用、節電などに努めています。

これらの幅広い環境問題に総合的かつ計画的に対応していくためには、町民、事業者、行政が一体となって、環境への関心を高め、社会経済活動や生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境保全対策を推進していく必要があります。

○基本方針

本町の緑豊かな自然や歴史的・文化的資源は、私たちが受け継いだかけがえのない財産であり、次世代に継承していくためにさまざまな保全活動を推進していくことが必要です。

また、山や川の恵みを町民生活に身近なものとして、ウォーキングやトレッキングを通じた健康づくりや郷土を愛する心の醸成につなげ、その活用を図ります。

環境施策の総合的・計画的な推進を図り、環境問題への関心をさらに高めるため、町民、事業者などへの普及啓発を図ります。

※水源のかん養…森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させるが、このような貯水機能のことをいう。

※新エネルギー…太陽、風力、バイオマスエネルギー、燃料電池等。

○主な取り組み事項

1. 自然環境の保全

自然環境の保全に留意した適正な土地利用への誘導はもとより、公共事業の実施にあたっては、生態系の保護や自然景観の保全に配慮した資材・工法の導入を進めます。また、イノシシやアライグマ、鹿などの有害鳥獣対策を通じて、田園風景や自然環境の保全に努めます。

2. 森林を育てる

森林組合と連携し、森林のさまざまな機能や自然環境を維持するために、間伐、下刈り、林道整備などを行い、森林の保全に努めます。

3. 河川・水辺環境の保全

町民共有の貴重な水資源である紀の川や有田川などの河川の水質保全と美化運動に取り組みます。また、町民が水辺にふれあえる場及び交流を育むことができる水辺環境の整備を図ります。

4. 地球温暖化対策の推進

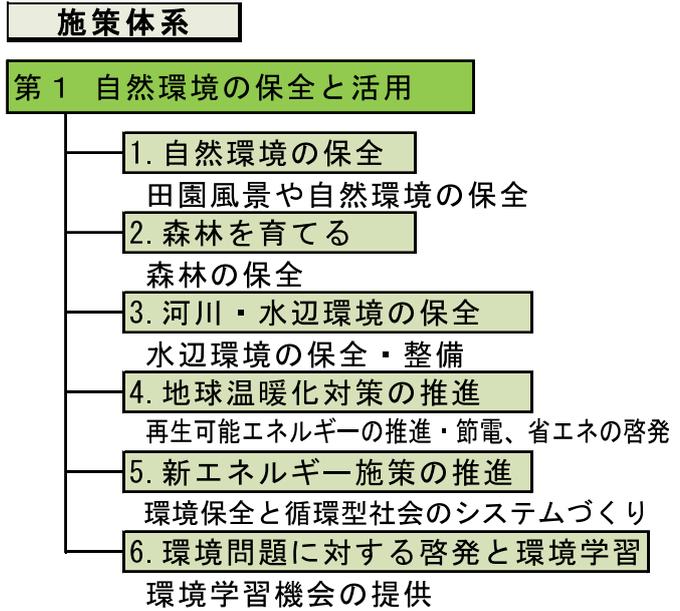
再生可能エネルギーの普及を推進し、公共施設をはじめ、家庭や企業などにおいて、再生可能エネルギーの導入を促進します。また、すべての公共施設で、照明や冷暖房の工夫による節電と省エネルギーの取り組みを実践するとともに、家庭や企業における節電・省エネルギーの啓発に努めます。

5. 新エネルギー施策の推進

地域の特性を生かした木質バイオマスなどの新エネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会のシステムづくりを推進します。

6. 環境問題に対する啓発と環境学習

町民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、町民や町民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。



○協働の方針

町民の役割

環境保全に関する意識を高め、日常生活での環境への負荷を軽減します。

行政の役割

自然環境の保全に向けた広報活動、植樹や節電などの地球温暖化対策に取り組みます。

第2 クリーンなまちづくりの推進

○現況と課題

本町の廃棄物行政は、分別収集によるごみの減量化と資源の循環型社会の形成を推進し、環境負荷軽減とごみ処理経費の抑制に取り組んでいます。

分別リサイクルでは、缶類・ビン類・破碎ごみ・有害危険ごみ類・プラスチック類・ペットボトル・古紙類・古布類・陶器ガラス類・粗大ごみなど合わせて20種類のきめ細やかな分別回収と手選別による生きビン類の分別を実施し、ごみの減量化並びに処理経費の節減に大きな成果を上げています。

しかしながら、依然として燃えるごみの中に資源物の混入が見られ、さらなる適正処理に努める必要があります。

また、空き缶などのポイ捨てや山間地などで粗大ごみ等の不法投棄は後を絶たず、景観を阻害しているため、美化運動の取り組みやモラルの強化が求められています。

動物愛護については、動物の愛護及び管理に関する法律により、狂犬病、ふん尿、鳴き声など、近隣住民の迷惑とならないよう適正な飼育・管理方法の普及・啓発が必要です。

○基本方針

廃棄される物を最小限に抑えるため、3R^{*}（ごみの減量・再使用・再生利用）運動の推進によるごみ排出抑制のための啓発を推進し、ごみの分別の徹底や減量化を図るとともに、一般廃棄物の適正な処理に努めます。

また、健康で快適な生活環境を確保するため、町民と事業者が一体となって、大気や水質の汚染を防止するとともに、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努めます。

ごみを出さない運動とともに、資源の再利用を含め、環境に負担がかからない循環型社会の形成に町民及び事業者とともに取り組みます。

町民生活に密接に関わりのあるペットの飼育などについては、快適性を確保するため、ふん尿処理など飼育方法の意識向上に努めます。

※3R…Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

○主な取り組み事項

1. ごみの適正な処理

かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理を進めます。

2. 3R運動の推進

町民、事業者、行政が一体となり、3R（ごみの減量・再使用・再生利用）運動をさらに推進します。また、町民との協働による啓発活動を充実し、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図ります。さらに、分別収集等の補助金制度を一層周知し、ごみの減量化に努めます。

3. 町内クリーンアップ作戦の推進

町民参加による道路清掃や河川清掃を関係管理者において実施するとともに、快適な環境づくりに対する町民意識を一層高めます。

また、まちの美しい環境を維持するため、環境美化活動など町民主体の取り組みを支援します。

4. 不法投棄対策の推進

ポイ捨て・不法投棄防止のため、監視・パトロールを実施し、ごみを捨てられない環境づくりを推進します。また、ポイ捨てや不法投棄の啓発活動を行います。

さらに、警察などの関係機関と連携し、不法投棄の取締を強化します。

5. 動物愛護の推進

「狂犬病予防法」に基づき、飼い主へ飼い犬の登録と予防接種の必要性を周知し、接種率の向上に努めます。

また、動物を飼う家庭が増える中で、動物の命を大切に作る心豊かな人づくりと人と動物が共生する潤いのある社会づくりを推進するため、和歌山県動物愛護管理促進計画に基づく動物の愛護精神の高揚と適正管理に取り組みます。

6. 斎場・霊園の管理

墓地は、需要動向を勘案しながら、将来の霊園整備の必要性について、調査研究を進めます。

火葬場及び斎場については、地域社会に融和する施設を目指すとともに、利用者の利便が図られるよう適切な管理運営を促進します。

施策体系

第2 クリーンなまちづくりの推進

1. ごみの適正な処理

かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画に基づく適正な処理

2. 3R運動の推進

ごみの減量化とリサイクルの推進

3. 町内クリーンアップ作戦の推進

町民参加による道路清掃や河川清掃の実施

4. 不法投棄対策の推進

監視・パトロール体制の強化

5. 動物愛護の推進

動物愛護精神の高揚と適正管理

6. 斎場・霊園の管理

霊園整備必要性の調査研究

○協働の方針

町民の役割

ごみのポイ捨てやペットのふん尿を放置しません。ごみの分別や排出のルールを守ります。また、地域がきれいになるよう美化行動などへの参加に努めます。

行政の役割

町民や団体などの自主的活動を積極的に支援します。ごみの減量化やリサイクル、資源化について啓発を行います。

第2節 自然と調和したまちづくり

第1 秩序ある土地利用

○現況と課題

土地は限られた資源であるとともに、人々の生活や生産活動の基盤であり、地域づくりの基本的な要素です。

本町の面積は、151.73km²で南北に長い町域となっています。

近年の土地開発は、宅地分譲地の開発が主に行われていますが、農林業の担い手不足などにより、保育管理の行き届かない森林が拡大しているとともに、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部農地の荒廃が進んでいます。

こうした中、限られた土地を効果的に生かし、豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した防災対策、また観光交流の舞台づくりを重視しながら、利便性や生産性が高く、地域活力を生み出す土地利用を進めていくことが課題となっています。

○基本方針

自然環境に配慮し、自然環境の持つ多様な機能を活用しながら生態系の維持を図るなど、恵まれた自然と住民生活、産業活動が調和した土地利用をさまざまな土地利用計画に基づいて進めます。

また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査事業の早期完了を目指し、着実な事業推進と利活用を図ります。

○主な取り組み事項

1. 地籍調査事業の促進

本町の地籍調査事業の進捗率は、平成24(2012)年3月末現在で約65%となっています。土地利用と管理の基礎となる地籍調査事業の早期完了を目指して、実施体制の改善等により事業の着実な推進を図ります。

2. 土地利用指針の確立

農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等を基本に、また自然公園地域、保安林等の指定地域を踏まえ、都市計画マスタープランなどの土地利用指針の確立を進めます。

3. 地域活性化に効果的な土地利用

環境との共生や景観の保全、災害の防止など安全性に配慮しながら、町内外の交流の促進、定住の促進、就農希望者の受け入れなどを重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導します。

4. 開発指導の推進

開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

施策体系

第1 秩序ある土地利用

1. 地籍調査事業の促進

地籍調査事業の着実な推進

2. 土地利用指針の確立

土地利用指針の確立

3. 地域活性化に効果的な土地利用

町内外の交流の促進や定住促進など

4. 開発指導の推進

適切な開発指導

○協働の方針

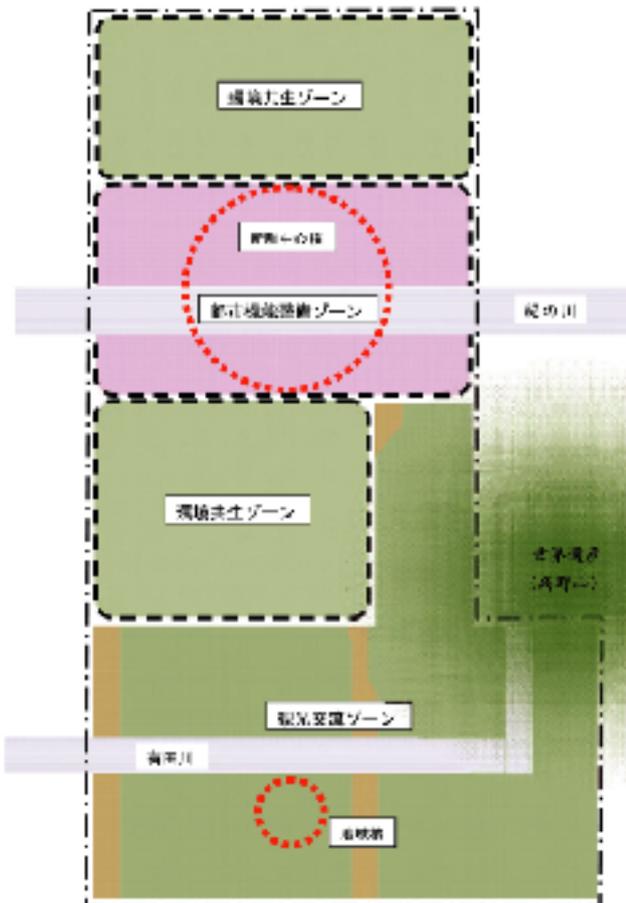
町民の役割

土地利用に関するルールを守り、土地利用を行います。

行政の役割

適正な土地利用が図られるように、指導助言を行います。

図 ゾーニング



都市機能整備ゾーン

既成市街地が形成され、かつらぎ町の経済・行政等の集積があり、中心性の高いゾーン。

環境共生ゾーン

森林や果樹を中心とする農地が多く、自然や農業と町民生活がともに調和したゾーン。

観光交流ゾーン

紀北地域を代表する観光地、施設が多く立地しているゾーン。

第3節 快適で潤いのあるまちづくり

第1 生活基盤の整備

○現況と課題

本町では、交通体系の基盤整備として、主軸となる「京奈和自動車道」「国道24号」「国道370号」「国道371号」「国道480号」に接続する基幹道路、主要施設や近隣都市との連携を図るための道路整備を体系的に進めています。

町道については、日常生活に密着した道路として、また、広域幹線道路などへのアクセス道路などとして整備していくとともに、橋梁についても長寿命化に向けた計画的な整備を進めていく必要があります。

農林道の新設・改良については、利用者の目的に適したものとし、かつ経済効果、景観や環境保全について考慮したものを採択し、利用者との連携により適切な維持補修を進めていく必要があります。

また、居住環境の整備向上のひとつとして、老朽化した町営住宅については、入居者の経済的な状況を考慮しながら、計画的な整備を進めていく必要があります。

さらに、高齢者をはじめとする町民の日常的な移動手段の確保や観光の振興等を見据えながら、鉄道の利用促進と利便性向上に向けた取り組みや、路線バスの維持・確保の推進に努めるとともに、地域の実情等を踏まえた新たなバス運行施策について検討していく必要があります。

そのほか、高度情報通信基盤は、光ファイバーが一部の山間地域を残し町内全域に敷設され整備が進んでいますが、地域間の情報格差を是正するため未整備地域の解消に取り組む必要があります。

○基本方針

すべての町民が安心して住み続けることができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。

道路交通網の整備は、人々が行き交うにぎわいと交流を促進し、産業の活性化、消防・救急体制の強化など、地域の利便性と定住環境の向上につなげるため、自然環境に配慮しながら、人と車の安全性の確保、人と車の共存に配慮した道路整備を計画的に進めます。

広域的な幹線道路である国道・県道の整備を順次要請し、町内外の交流の活発化、町内各地区の交通の円滑化を図ります。

また、町域の均衡ある発展に寄与するため、優先順位及び経済効果、災害時の迂回路等を重視しながら、より効果的な町道等の改良事業を推進します。

さらに、高齢者などの交通弱者の買い物や通院といった日常生活の移動手段の確保として、公共交通の整備と空白地帯の解消に努めます。

そのほか、多様な情報の提供や緊急時の円滑な情報伝達など、暮らしの安全の確保や産業の振興を図る情報通信基盤^{*}の整備を推進し、情報格差のない生活環境の実現を目指します。

※情報通信基盤…情報通信を行うことができるよう必要となる幹線の整備、情報ネットワークの提供などのこと。

○主な取り組み事項

1. 都市基盤の整備

ゆとりと潤いのある快適な居住空間を創造するため、道路、河川等のインフラ整備、公園や緑地の整備、安全な遊具の設置など、町民が憩い安らぐ環境を整備します。また、無秩序な住宅開発の拡散を防止しつつ、住宅ニーズに対応するため、良好な住宅・宅地の開発を促進します。

2. 町営住宅の整備

老朽化した町営住宅の建て替えを推進し、良好な住環境の形成と居住水準及び地域環境の向上を図ります。また、町営住宅の長寿命化を図るため、計画的な補修・修繕を推進します。

3. 広域道路の整備促進

自動車道路の円滑化、安全性・快適性の向上に向け、国道・県道の適切な維持管理と改良などを関係機関に要望します。

4. 町道の整備促進

安全で快適な交通環境と産業の振興を図るため、歩行者や運転者といった道路利用者の目線からの道路づくりを目指し、町道や歩道、橋梁といった交通環境を計画的に整備します。

5. 農林道の整備

営農や林業経営の改善に対応する農林道の改良・整備を進め、町内道路網の強化を図ります。

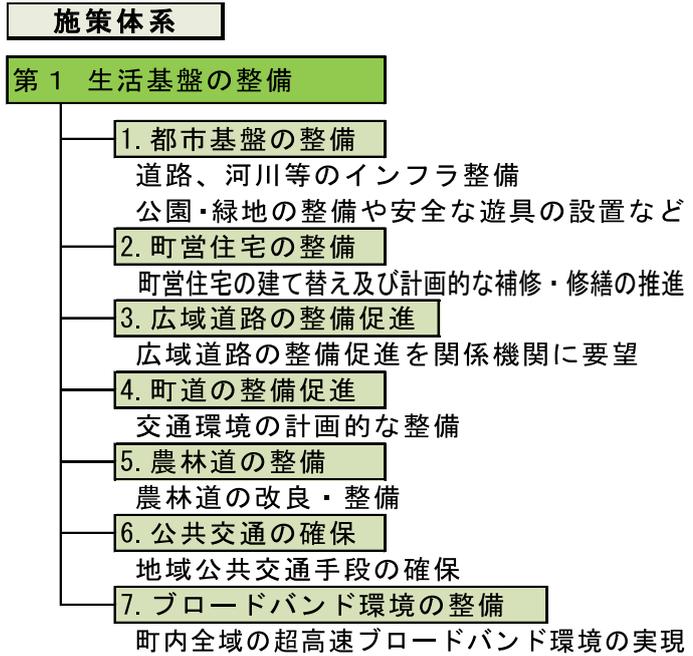
6. 公共交通の確保

公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスの運行支援や地域コミュニティバス運行の効率化を図り、利用者ニーズにあわせたルート・ダイヤとするとともに、利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

通勤、通学及び観光客が利用する主要な交通機関である鉄道利用については、沿線市町等と連携した利用促進活動により、町民に鉄道利用を啓発し、JR和歌山線の増便や輸送力の増強を関係機関に要望します。

7. ブロードバンド^{*}環境の整備

公的サービスによる光ファイバーの活用を含めさまざまな整備手法を検討し、関係機関に働きかけ、町内全域の超高速ブロードバンド環境の実現に努めます。



○協働の方針

町民の役割

道路整備の重要性を地域全体の共通課題として考えます。また、公共交通機関を積極的に利用するとともに、整備された情報通信環境を積極的に活用します。

行政の役割

広域道路や道路の計画的な整備を行います。また、必要とされる交通サービスの検討を進め、身近な交通手段として公共交通の利用促進を図ります。

地域間の情報基盤格差の解消に努め、必要とする情報を的確に得られるようシステムを整備します。

※ブロードバンド(Broadband)…広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。

第4節 歴史・文化の継承と創造

第1 歴史・文化の継承と創造

○現況と課題

本町は、古く万葉集に詠まれた情景や、平成16(2004)年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界遺産に登録された国指定重要文化財(建造物)「丹生都比売神社本殿」、「丹生都比売神社桜門」や国指定記念物(史跡)「丹生都比売神社境内」、「高野山町石」をはじめとする多くの歴史的・文化的資源に恵まれており、これらが本町の特色の一つとなっています。

これらの歴史や文化は、まちの個性や独自性を生み出す重要な要素であり、本町が持つ固有の資源や風土を生かしつつ、新たな文化を築き上げていくことが望まれています。

また、芸術文化などの活動については、参加者の固定化や、指導者・後継者が不足しているのが現状であり、文化活動の魅力を高め後継者の育成などを図っていくことが大切です。

文化や文化財は、先人たちのまちづくりの精神を知ることのできる貴重な財産であり、これらを保護し、次の世代に伝えていくことは、今を生きる私たちの責務です。

これらの文化財は、郷土に対する関心を高め、歴史や文化、風土を広く発信するうえで重要な役割を担っています。今後も適切な調査や保存を行い、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれる機会を増やすことが必要です。

○基本方針

地域文化の振興に向けて、各種団体と連携しながら、町民が本町の歴史や文化財に接する機会を持ち、貴重な地域の有形・無形の歴史文化財への理解を深め、継承していく意識を育て、人材育成と保護活動を進めます。

文化財の保存整備、文化施設の整備充実を進め、郷土文化の学習やふるさと学習の学校教育、生涯学習への利用を高めるとともに、個性ある観光資源としての利活用を推進します。

また、本町の歴史と風土に根ざした文化財を観光資源として活用するとともに、文化財の保護について検討を進めます。

○主な取り組み事項

1. 文化活動の推進

文化団体・グループ活動の発表機会を充実し、芸能文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図ります。

2. 文化財保存の推進

文化財の保護、地域の伝統文化の保存・継承への支援とともに、文化財の掘り起こしや研究により、無形文化財の継承、人材育成を図ります。

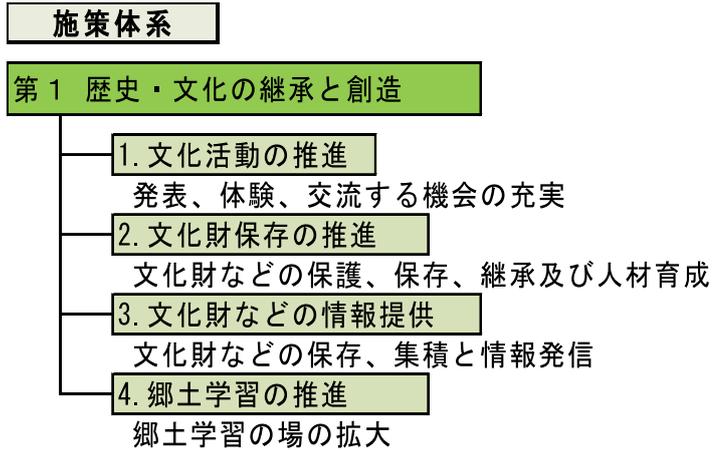
3. 文化財などの情報提供

歴史・文化や民俗資料の保存、集積を進めながら、保管方法を検討するとともに、資料館等の展示施設における公開を積極的に行い、展示施設の博物館相当施設への昇格を段階的に目指します。

また、文化財を整理し系統づけ、観光交流情報の提供と合わせた文化財の紹介冊子やマップの作成を進め、情報を発信します。

4. 郷土学習の推進

本町の自然や歴史的遺産を活用し、住民相互の交流を促進する郷土学習教室、イベントや体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大します。



○協働の方針

町民の役割

文化財が地域財産であることを認識し、町との協働により文化財の保全・管理を進めます。また、文化芸術の鑑賞や文化芸術活動に積極的に参加します。

行政の役割

町民との協働により文化財の保全・管理を進めます。文化財の価値について行政と町民が共通認識できるよう、情報の提供を行います。文化芸術に親しむきっかけづくりを行うとともに、団体などの活動を支援します。

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

第1節 活力を生むまちづくり

第1 地域特性を生かした農林業の展開

○現状と課題

比較的温暖な気候の本町は、古くから農業を基幹産業として発展し、傾斜地を生かしたフルーツの生産が盛んです。果樹園は全農地の大部分を占め、柿・みかん・桃・ぶどう・ブルーベリー・梨・りんごなどさまざまなフルーツが生産されています。特に柿は、適地でもあることから、日本有数の産地となっています。また、果樹以外にも水稲・野菜・花き栽培、畜産などが各地域で展開されています。

これまで、関係機関と連携し、ほ場や用排水路など農業生産基盤の整備、中核農家の育成など、基幹産業である農業の振興に向けたさまざまな支援施策を積極的に推進し、その成果を上げてきました。

しかし、輸入農産物との競争激化や、農産物価格の低迷などによる農業所得の減少など、農業をめぐる情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、さらには、鳥獣害の増加などの問題が一層深刻化し、生産活動は停滞傾向にあり、農業の活力の低下が懸念されています。

このため、今後は、農業生産者・関係機関・行政共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、新規就農者など意欲ある多様な担い手の確保・育成を図るとともに、経営体質や生産性の向上、高品質化の促進、鳥獣害対策の強化など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。

森林については、紀の国森づくり基金活用事業や花園地区に企業の森を設置する等、森林の持つ重要性の啓発や植樹ボランティアの育成に努めています。木材生産機能をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など、多面的な機能を持っているため、適正な森林整備を推進していく必要があります。

町民農園では、各農園が自主的に管理運営を行う自主運営方式により、利用者相互の関係を深めるコミュニティ醸成の場にもなっています。これらの制度や仕組みを通じて、町民同士の交流の機会を今後とも創出していくことが重要です。

また、町民農園や観光農園及び農業体験施設の整備等、都市と農村の交流を促進し観光農業を振興する機能の充実を図る必要があります。

○基本方針

恵まれた気候風土を生かし、安全・安心な付加価値の高い農産物を生産し、地産地消を推進します。基幹産業である農業の振興に向け、生産者などと行政が一体となって、農業生産基盤の充実や地域における担い手の育成をはじめ、近年の農業情勢の変化を踏まえた多面的な支援施策を推進するとともに、広葉樹林の拡大、間伐などによる山林の状態改善を実施するなど、適正な森林整備を進めます。

それから、滞在型体験農園を核として都市との交流を日帰り型からリピート、滞在型へと転換するグリーン・ツーリズム事業を展開し、雇用の創出や経済効果の出現を目指すとともに、遊休農地の解消と活用を図ります。

○主な取り組み事項

1. 農業の多角化による交流型農業の促進

安定した農業経営に取り組むことができるよう、国や県の補助制度の周知及び活用促進を積極的に行います。また、学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、本町農業の特色を生かした農業体験や農家民泊などグリーン・ツーリズムを取り入れた都市との交流型農業を促進し、農商工連携による6次産業^{*}化など付加価値を高めるような取り組みへの支援を行い、農業の収益性を高めます。

2. 新たな担い手の確保・育成

新規就農希望者や経営規模の拡大を目指す農家、施設園芸による集約的経営を展開する農家など、本町農業の将来を支える認定農業者^{*}や新たな担い手農家を育成するとともに、若手農業者間の繋がりをつくるきっかけとなる交流の場を設けます。また、和歌山県、JA及び大学などの関係機関と協力し、農業技術の研修や営農指導及び新たな担い手への農地利用集積などの支援策を進めます。

3. 農業生産基盤の充実

生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、農業生産基盤の整備を引き続き推進します。

また、耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関と連携し、調査や指導、担い手へのあっせんなど農地流動化に努めるとともに、再生・有効利用の取り組みに対する支援を行います。

4. 広義な地産地消の促進と消費の拡大

京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）などの基幹道路の整備に伴い、既存の直売施設のPRや新たな直売施設の整備、学校給食への導入などにより、地元で生産された生産者の顔の見える安全・安心で新鮮な農畜産物の提供や特産品の購買の促進を図ります。また、商工業者との連携等により、6次産業化を積極的に推進し、友好都市である和泉市・守口市を中心とした都市部における販売の拡大を図るとともに、新たな特産品の開発を進めます。

5. 鳥獣害対策

イノシシやアライグマ、鹿などによる農産物への被害の深刻化、広域化に対応し、広域的な対応も含め、その対策を一層強化していくとともに、地域における対策の指導者や捕獲の担い手の確保・育成を図り、被害の防止に努めます。

6. 森林の整備促進

かつらぎ町森林整備計画に基づき、森林の適正な進行管理を行い、林業の振興を推進します。

また、地球温暖化防止や森林保全に積極的に貢献している企業などに働きかけ、森林整備への企業支援を得る企業の森事業を推進します。

そして、森林組合と連携を強化し、林業従事者や後継者の確保・育成に努めます。また、林内労働の負担軽減を進めるなど、就労環境の改善を促進します。

7. ふれあい農園の推進

農地を持たない人が気軽に農業を楽しみ、町民同士の交流の場となる町民農園や体験農園の充実にも努めるとともに、観光面と連携した農園のあり方を検討します。

施策体系

第1 地域特性を生かした農林業の展開

1. 農業の多様化による交流型農業の促進

安定した農業経営への支援
グリーン・ツーリズムなどの交流型農業の促進

2. 新たな担い手の確保・育成

認定農業者や新たな担い手農家の育成

3. 農業生産基盤の充実

耕作放棄地の発生防止と解消

4. 広義な地産地消の促進と消費の拡大

農産物の地産地消の促進と消費拡大

5. 鳥獣害対策

鳥獣害対策の強化及び指導者・担い手の育成・確保

6. 森林の整備促進

適正な森林の整備・管理の促進

7. ふれあい農園の推進

町民農園や体験農園の充実

○協働の方針

町民の役割

農地の保全や地元で採れた農産物の消費、PRに努めます。

行政の役割

農地の環境整備を支援し、新たな担い手の育成・支援や担い手への農地利用集積、販路の拡大に努めます。

※6次産業…1次産業（農業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）＝6次産業

農産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のことを指します。

※認定農業者…他産業とそん色ない年間所得を実現するため、自ら経営改善計画を策定した意欲ある農業者について、一定の要件に基づいて町が認定したものを。

第2 魅力ある商工業の振興

○現状と課題

本町には、食品加工、印刷関連及び繊維工業を中心とした製造業の事業所、工場があり、雇用を創出しています。

本町の商店街は、JR笠田駅・JR妙寺駅前並びに国道24号沿いに立地しています。主に個人商店が中心であり町民の生活を支え、にぎわいを生み出す場ですが、都市部の商業集積地に、町内の購買力が流出していることもあり、商業経営の環境は厳しさを増しています。

今後、人口の少ない地域、特に後継者が決まっていない事業者が事業を廃止し、生活必需品が地元で購入できない状況になれば、過疎化をますます加速させる恐れもあり、今後の大きな課題となっています。

地元での購買を回復していくために、まずは町民への日常の生活必需品の販売拡大を進めるとともに、観光客をターゲットとした販路拡大に取り組み、商工会や商業団体等との連携を図りながら、商業の活性化に努めていく必要があります。

本町の企業は中小規模の事業所が多く、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、これら企業の経営基盤の強化が求められています。

こうした中小規模の事業所においては、経営の健全化や基盤強化を促進するため、融資制度の充実等に取り組む必要があります。

町内の商業活性化のためには、各事業者が既存の商圈、業態にとらわれず、消費者の新たな需要や、潜在的な地域の需要を発掘していくことが必要です。経営改善に努力する商店などに対し、行政が支援を継続的に実施していくことも求められます。とりわけ商店街は、町民の日常生活の利便性を支える拠点であり、買い物客が集まり、にぎわいを生み出す場所でもあります。商店街の特徴を生かし、地域に密着した取り組みにより、交通弱者である高齢者などの生活を支え、地域の交流やコミュニティ活動の拠点となることなどが期待されます。

本町に活動・生産拠点を置いている地元企業について、経営の安定・向上に向けた取り組みの継続が重要です。さらに、行政とのより親密な関係を構築し、一体感を感じてもらえるような環境づくりに注力していくとともに、新たな産業の育成・支援などに向けた仕組みづくりが求められます。

「町内の商工業の活性化」は、単に商工業の活性化ではなく、まちの活性化（まちづくり）を含むより大きな概念の中で捉えていく必要があります。

○基本方針

地域の活性化とにぎわいづくりを推進するため、町民への日常の生活必需品の販売拡大、観光客への販路拡大という視点から、消費者動向等の情報収集や提供、観光や農業など他の産業との連携を推進するほか、経営体質の強化や経営支援として各種融資制度による効果的な支援を行うとともに、商業団体等が実施する購買拡大事業について、商業活性化のために支援や連携を図ります。

地場産業においては、経営の安定化や食料品製造業及び伝統的な繊維製品製造業など地場製品の優れた産業技術の継承や情報発信などに取り組むため、関係団体や大学などと連携して、技術・商品開発、販売ルートの開拓、人材の育成など経営体質の強化を促進します。

それから、関連イベントの開催、体験・学習メニューの開発、情報発信の強化など、多面的な展開を促進します。

このため、既存の事業所と地域の良好な共存関係を支援するとともに、新たな事業所の立地を誘導し、地域産業の活性化を図ります。

また、町に魅力を見出す人が、町外からも訪れてくるような、買い物や散策を楽しめる、回遊性の高い環境などを整備し、にぎわいのあるまちをつくります。

○主な取り組み事項

1. 商工振興

世界遺産をはじめとした文化財、京奈和自動車道及び国道480号など交通アクセスを活用した誘客、顧客の消費動向へのきめ細かい対応、地元高齢者への販売促進定着などを商業と観光に関連させていく必要があります。商工会や地元企業などが特色ある農林水産業分野と連携して、新たな商品・加工品開発を行い、地元住民や観光客に提供し、商店街への誘導を視野に入れた経済効果の発生に努め、併せて流通ルートに乗せ、合理化を図る取り組みを進めます。

また、商店街の振興のため、消費者のニーズを踏まえた商店街づくり、地域の特色を生かした商店街づくりなど、地域に密着した取り組みを支援します。

2. 中小企業の経営改善支援

県や商工会との連携により、各種支援制度を活用した企業の経営改善や設備投資を促進するとともに、各種相談・指導の充実、講習会の実施、また国・県等の制度資金の活用等により事業者の経営基盤を支援し、併せて後継者の育成に取り組みます。

また、経営改善に努力する商店主に代表される中小企業などへの支援に取り組みます。

3. 工業振興と企業立地

原材料、資材、製品の円滑な搬送の確保を図るため、国道や県道など幹線道路に接続する町道等の整備を進め、交通輸送体制の確立を図ります。また、生活環境と調和した工場環境の整備や住宅工場混在地区の環境改善を進めます。

なお、「京奈和自動車道」「一般国道480号鍋谷峠道路（府県間トンネル）」など基幹道路の整備に伴い、京阪神地域などへの移動時間・距離が大幅に短縮されることから、県との連携を図る中で、本町の特色である農林水産資源を生かした「地域資源活用型産業」を中心とした企業誘致に向け、経済社会の変化に対応した優遇措置などの支援策に取り組みます。

4. 起業や新規分野への支援

地域資源を利用した事業、農商工連携による商品開発や食品のブランド化への取り組みに対し、食を通じたコミュニケーションの場づくりを行い、6次産業化に向けた取り組みなど新しい分野での起業を支援します。

また、産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、J A、森林組合、商工会など産業団体間及び事業者間の情報交換を支援し、産業振興や事業おこしに向けての研究開発活動を促進します。

それから、中小企業自らの積極的な経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）により、消費者ニーズに合った新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供などによる経営革新を促進するため、商工会等と連携し、積極的な情報提供に努めるとともに、中小企業の自助努力を基本とする経営革新支援及び経営基盤強化の支援に取り組みます。

5. 買い物弱者への対策

日常の移動手段に問題を抱える町民に対する利便性の改善を図る取り組みなど、地域課題を解消しようとする活動を支援します。

施策体系

第2 魅力ある商工業の振興

1. 商工振興

新たな商品、加工品の開発・商店街の振興

2. 中小企業の経営改善支援

企業の経営改善支援と後継者の育成

3. 工業振興と企業立地

住宅工業混在地区の環境改善・地域資源活用型産業の誘致

4. 起業や新規分野への支援

新規起業への支援・経営革新の推進

5. 買い物弱者への対策

日常の移動手段への支援

○協働の方針

町民の役割

企業活動に理解を深めるとともに、地域の商店街などで積極的に購入します。また、勤労者として資質の向上や自己啓発に努めます。

行政の役割

関係機関と連携し、事業者への支援を行います。

第3 観光・サービス業の育成

○現状と課題

本町の観光客数は、平成16（2004）年に紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録を受けたことを契機に、平成17（2005）年以降年々増加し、平成18（2006）年には100万人を初めて突破し、平成20（2008）年には112万人に達しました。

しかし、最近5年間を見ると総観光客数は、減少傾向にあり、特に平成24（2012）年は前年に比べ10万人の減少となりました。この要因として、平成23（2011）年9月の台風第12号による和歌山県への被害の影響によるものが考えられます。

本町において、観光交流の展開による関連事業が地域経済の活性化に果たす役割は重要であり、観光交流人口を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光交流に関連して地域経済効果を生み出す仕組みづくりが必要です。

近年、国内観光においては、家族やグループ、個人による多様な目的を持った周遊型や体験型の旅行が増加してきており、情報取得の方法も、雑誌やテレビなどの従来型のメディアに加え、パソコンや携帯端末を通して、インターネット上の各種ウェブページや有名ブログを活用するなど多様化が進んでいます。

また、観光客を誘致するためには、県や市町村といった枠組みを超えた連携により、一つの広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、本町の利便性や観光拠点としての魅力についても、さまざまなメディアを活用した積極的なPRを展開していく必要があります。

今後は、観光振興による町全体の産業の活性化、観光交流から移住定住への展開も視野に入れ、観光客の多様なニーズを的確に把握しながら、既存観光・交流資源の一層の活用を進めるとともに、地場産物の販売拠点ともなるような拠点づくりに取り組みます。

また、観光パンフレットの有効利用や、わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、イメージキャラクターの活用や特色ある土産品作りにより、町内外にPRするとともに、活性化計画等を作成し計画的に取り組むことが重要です。

○基本方針

世界遺産に登録された（史跡）丹生都比売神社境内や高野山町石をはじめとする歴史的文化資源や、四季折々のフルーツを楽しめる観光農園など、豊かな自然の中で育まれた地域資源を生かし、農林業との連携による観光のまちとしてのイメージの形成に努めます。

また、世界遺産や「フルーツ王国」としての四季折々のフルーツ、四郷の串柿などの観光資源や特産品などについて、時節に応じた旬の情報を発信するほか、町全体で観光客をもてなす機運を醸成し、訪れた観光客とかつらぎ町における魅力を共感しながら、再び訪れたい地域としての新たな価値を"ともに創り上げる"魅力ある観光づくりを進めます。

さらに、訪れる観光客に、かつらぎ町の新たな価値や魅力を発見してもらえるよう、多種多様な観光資源をつなぎ、体験・滞留・滞在型などのさまざまな観光を提供し、交流人口の増加に努めます。

○主な取り組み事項

1. 観光施設等の整備

公衆トイレや休憩所など観光客の快適性を高める施設の整備を進めるとともに、案内板や標識については、ピクトグラム^{*}化などを促進します。

2. 交流機能の強化

関係機関・団体との連携のもと、本町ならではの資源を生かした観光農園、農家体験、農家民泊やワーキングホリデー^{*}などグリーン・ツーリズム^{*}における体験メニューを充実させ、体験型観光資源のネットワーク化を図り、体験メニューに応じた施設や人材の確保などの条件整備を重点的に進めます。

また、民間事業所やかつらぎフルーツ王国振興公社、商工会などと連携した、各種イベントの充実に努めます。

3. 情報発信と受け入れ体制の整備

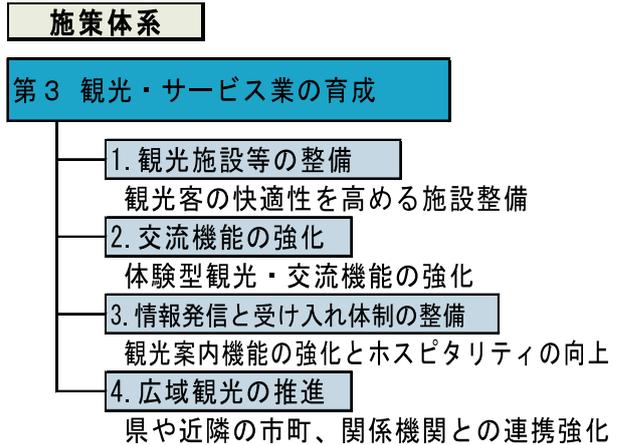
かつらぎ町観光協会を核とした観光情報の提供充実や、語り部の会などの観光ボランティアの活用による着地型観光の支援を進めます。

そして、わかりやすい観光案内看板の設置、魅力ある観光パンフレットの作成、インターネットの活用、イメージキャラクターを活用したPR活動の強化を図ります。

また、観光客の受け入れや人々の交流を支援する観光案内機能を強化するとともに、観光交流関連事業者はもとより町全体で来訪者を温かく迎え入れることができるよう、まちづくりに果たす観光交流の意義について理解を促し、おもてなしの心で接するホスピタリティ^{*}の向上に努めます。併せて、宿泊施設との連携により、友好都市との交流、体験活動、教育研修などの受け入れを進めていきます。

4. 広域観光の推進

広域の関係団体との連携強化を図り、観光・交流産業の発展に向けてのPR活動や誘客活動を推進し、新たな観光プログラムの開発に取り組みます。



○協働の方針

町民の役割

まちの魅力を積極的にPRするとともに、イベントなどの企画から開催まで積極的に協力し、本町を訪れる人をおもてなしの心で接します。

行政の役割

町民・団体・事業者の取り組みを支援するとともに、ネットワークの構築や情報発信を行います。

※ピクトグラム…外国人観光客をはじめ誰もが理解しやすい絵文字で表したものを。

※ワーキングホリデー…農業や農村に関心を持ち、農作業や農村への滞在を希望されている方が農作業を手伝い、受入農家が作業料金の代わりに食事と宿泊を提供するもの。

※グリーン・ツーリズム…農林水産省が推進する「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のこと。

※ホスピタリティ…来訪者に対して、受け入れ側の人々が気持ちよく接し、快適で強い印象と深い満足感を与え、再び訪れたくなるようにさせる心のこもったおもてなし。

第4 移住・定住施策の推進

○現況と課題

本町では、第3次総合計画において、若者定住促進により18,000人の目標人口を設定し施策を進めてきましたが、農家人口の減少、少子化や町外に職場を持つ人の転出などから、人口減少が続いています。

特に、平成17(2005)年2,241人であった第2次産業就業者数は、平成22(2010)年には1,888人で、15.6%にあたる353人も減少しており、国勢調査における総人口の減少（平成17年から平成22年で7.3%にあたる1,440人の減少）の大きな要因となっています。

コミュニティ活動や持続可能な地域社会の形成のため、総合的な定住促進策が必要とされています。

また、本町の場合、交通条件が整っておらず、これまでは和歌山市・大阪府といった中心都市への通勤が困難であり、本町及びその周辺での就業機会を選択せざるを得ませんでした。

しかし、今後は、京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）の整備などにより交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大していけば、本町に定住して町外通勤をするための選択の幅が広がると考えられます。

○基本方針

このまま人口減少が進行すれば、本町の地域コミュニティが崩壊する懸念もあることから、活力あるまちづくりを目指すためには、まずは人口減少をできるだけ抑える必要があります。

特に、若年層の移住・定住化を図ることが重要となります。

以上のことを踏まえ、恵まれた自然、特色のある教育など本町の魅力を体系化し、教育環境や子育て環境、生活環境などさまざまな観点から、居住環境の整備・向上に努めるとともに、総合的な施策の推進と情報発信事業を実施し、移住・定住の促進を図ります。

また、本町の基幹産業である農業を中心とした産業を振興し、町内居住者の定住や新規移住希望者を受け入れる貴重な雇用の場として、新たな担い手の確保、育成、就業支援などを総合的な定住施策の一環として推進します。

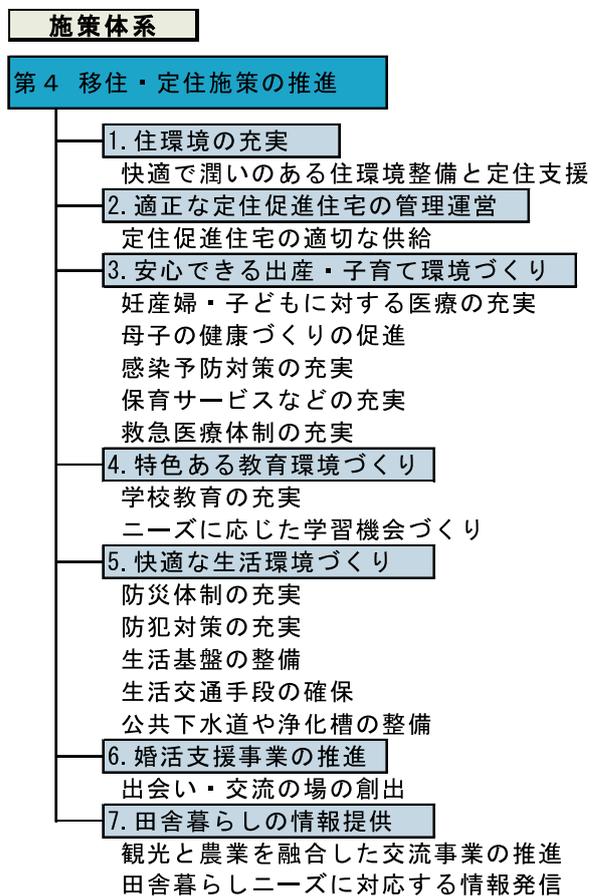
住みやすく、住んでみたいまちを創造するためには、安全・安心で優れた生活環境、文化的な環境、豊かなコミュニティ社会の形成など、心あたたまる総合的なまちづくりを推進していく必要があります。

○重点事項

若年層（子育て世代）を中心とした移住・定住者を増加させることで、人口減少を抑制するとともに、新しい活力を生むまちをつくることを目標に、移住・定住化の促進を重点事項として展開します。

特に、若年層の移住者・定住者が必要とする住宅・教育・子育てといった生活環境に対する支援の充実を図り、住んでみたい、住んで良かったと思えるまちをつくりたい。

また、移住・定住を促進するため、相談窓口を含めた情報発信体制の充実を図るとともに、医療体制や生活基盤整備、生活交通手段の確保など生活の利便性の向上を図ります。



○主な取り組み事項

1. 住環境の充実

誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。また、若年層が定住するに当たり、適切な支援を図ります。さらに、街灯の設置など明るく美しいまちの整備を推進します。

2. 適正な定住促進住宅の管理運営

子育て世代など住宅を確保することが困難な世帯に対し、定住促進住宅の適切な供給を図ります。

3. 安心できる出産・子育て環境づくり

- 妊産婦と子どもに対する医療の充実…産科医療の確保に努めるとともに、乳幼児が安心して医療を受けることができるよう医療費の軽減や小児科救急医療体制の整備に努めます。
- 母子の健康づくりの促進…出産に対する精神的な不安や子育ての孤立感を和らげるため、子育て支援に必要な情報提供や各種健康相談、保健指導の充実を努めます。
- 感染予防対策の充実…感染症の情報提供や意識啓発などにより正しい知識の普及に努め、予防接種の接種率の向上を図ります。
- 保育サービスなどの充実…多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。
- 救急医療体制の充実…初期救急医療体制の強化に努めます。

4. 特色ある教育環境づくり

- 学校教育の充実…特色ある取組を推進し、児童・生徒の個性や実態に応じたきめ細やかな対応を図ります。
- ニーズに応じた学習機会づくり…町民ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

5. 快適な生活環境づくり

- 防災体制の充実…災害時における初動体制の充実や自主防災組織の結成を支援します。
- 防犯対策の充実…防犯自治会活動や防犯施設の整備などにより安全・安心なまちづくりを推進します。
- 生活基盤の整備…誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。
- 生活交通手段の確保…スクールバス、コミュニティバスなどの交通体系の充実を図ります。
- 公共下水道や浄化槽の整備…公共下水道への接続や浄化槽の適正な維持管理に努めます。また、浄化槽新規設置者に対する支援を行います。

6. 結婚支援事業の推進

- 出会い・交流の場の創出…本町の地域資源を生かした交流イベント等を開催し、未婚者の地域間交流を促進させ、若者世代の定住化を促進します。

7. 田舎暮らしの情報提供

本町特有の自然資源や歴史、文化、伝統、人材等を生かしながら、農業体験や田舎暮らし体験ツアーなどの観光と農業の融合を活用し、ターゲットを明確にした交流事業に取り組みます。また、交流から生まれる二地域居住^{*}など、新たな移住・定住のための施策を推進していきます。さらに、地域と連携し、防災面等の対策を含めて空き家状況の実態について情報収集を進めます。これらのことから、田舎暮らし情報提供機関などへの情報提供を進め、空き家等を活用した季節居住や週末居住、定住など、田舎暮らしニーズに対応する相談・斡旋機能を強化するとともに、都市地域で開催される各種セミナー・フェアなどへ参加し、積極的な情報発信を進めます。

○協働の方針

町民の役割

快適な住環境となるよう地域のルールを守るとともに、移住者を受け入れられるよう努めます。

行政の役割

若者世代やU・I・Jターン者の居住ニーズへの対応を進めるとともに、移住希望者に対して、ニーズに対応する相談機能の強化に努めます。

※ 二地域居住…団塊の世代で、都市住民に広がることが予想されている生活様式。都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一期間を農山漁村で暮らすもの。田舎で暮らす期間としては、年間「1～3 箇月連続」又は「毎月3 日以上で通算1箇月以上」などがある。

第2節 安心して働けるまちづくり

第1 雇用・就業環境の整備

○現状と課題

本町への定住を促進するためには、雇用の場の創出が不可欠です。

これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。

現在の経済状況から企業の合理化が進む中で、雇用には制約があるとともに、本町の地勢条件から土地利用の制約もあり、大規模な事業所の誘致対策は厳しい状況にあります。今後、企業や事業所の誘致を通じて、雇用の拡大に取り組むことが求められています。

一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）の建設及び開通、京奈和自動車道の結節点としての潜在力を持つ本町における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業の基盤の安定及び強化、健全な発展を促進することが重要です。

そのため、本町が保有する豊かな自然やふるさと環境を生かした観光交流を展開し、交流を力にするまちづくり、また多様な農林水産物等地域資源を活用したものづくりと観光交流を連携させるまちづくりを推進し、それらに伴う起業と就労・雇用を作り出していく必要があります。

さらに、地域住民などが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行うコミュニティビジネス^{*}に対する取り組みを活発化させ、支援し、雇用の場づくりに努める必要があります。

○基本方針

大阪府・奈良県から近距離にある地理的条件を生かし、既存事業の振興に加えて、地域産業間の融合による新たな分野の事業おこしを促進し、地域資源活用型のものづくり事業や地域を元気にするコミュニティビジネスの育成など、新たな就労・雇用機会の創出に努めます。

また、関係機関と連携しながら、働きやすい職場づくり、就労支援・雇用機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

※コミュニティビジネス…全国的に統一された定義はありませんが、概ね地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むものと解されています。
地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの再生や活性化に貢献するものとして期待されます。

○主な取り組み事項

1. 雇用・就業の場の充実

既存産業の振興対策をはじめとして、地域資源を活用した個性ある産業の振興や、生産から加工・販売までを手掛ける総合的な産業振興（6次産業化）により、就労・雇用機会の創出を図ります。

また、再雇用制度、育児休業制度などの助成制度の活用などを奨励するとともに、高齢者や女性、障害者などの雇用促進に努めます。

2. 雇用・就業促進の情報提供

町民生活の安定・向上などの就業ニーズに応えるため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、求人・雇用情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業の機会と場の拡充に努めます。

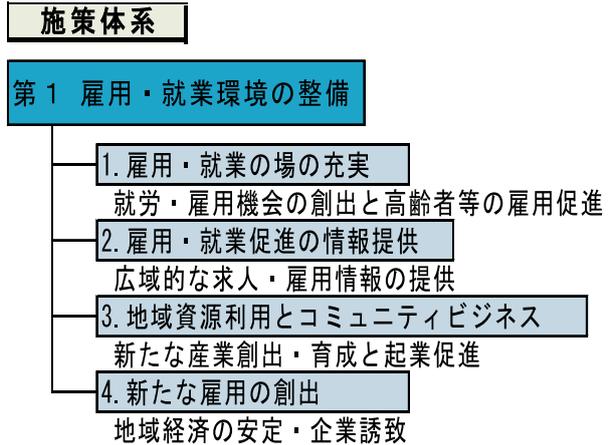
また、勤労者が健康で安心して就労できる職場環境づくりのため、労働環境の改善・向上を図るとともに、多様な働き方を支援するために制度の周知・啓発に努めます。

3. 地域資源利用とコミュニティビジネス

農林水産物や自然の資源を有効活用して付加価値を付けていく「ものづくり事業」や、新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティビジネスの起業を促進するため、事業おこしへの可能性を研究する活動を支援します。

4. 新たな雇用の創出

雇用の場の創出や地域経済の安定した発展に向けて、物流効率などを高める京奈和自動車道などの広域道路網の整備を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。



○協働の方針

町民の役割

就職支援セミナーなどへの積極的な参加に努めます。

行政の役割

求職者への就職支援や勤労者が安心して働ける環境整備への支援を行います。

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1節 健康に暮らせるまちづくり

第1 地域医療の充実

○現状と課題

年齢に関わらず、病気やケガに対する備えは、暮らしの中では不可欠なものです。誰もがいつでも安心して、適切かつ質の高い医療を受けられる体制の充実を目指し、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院をはじめとする地域医療機関との連携強化を図っていく必要があります。

特に、産科医・小児科医の確保や花園地域の医療体制について、関係機関の協力を得ながら充実を図っていく必要があります。

今後は、保健・福祉・医療などの関係機関の連携がますます重要となってきます。

また、町外の医療機関を利用する機会もあることから、医療機関への公共交通手段の確保は、安心して暮らしていくため、ますます必要性が高まっています。

○基本方針

町民が等しく適切な保健医療の機会に恵まれ、健康な生活ができるよう医療機関への支援を含めた保健医療の供給体制の整備を推進するとともに、産科・小児科医療、高度医療の確保や救急医療体制の強化に努めます。

また、移動手段に困難を抱える町民についても、公共交通機関を利用して医療が受けられるよう、社会基盤の整備と一体になって取り組みます。

○主な取り組み事項

1. 地域医療体制の充実

町民が医療を身近で適切に受けられるようプライマリ・ケア^{*}の重要性和医療機関の機能分担や「かかりつけ医^{**}」の確保・普及を促進します。

また、健康の増進から疾病の予防、早期発見、治療、社会復帰まで、切れ目のない地域医療体制の充実を地域医療の中核的役割を担っている和歌山県立医科大学附属病院紀北分院や医師会・歯科医師会へ働きかけます。

産科・小児科、高度医療の確保については、橋本保健医療圏域全体の課題として、保健所・県・医師会に働きかけます。

さらに、町民の生命と健康を確保するため、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院や関係機関と連携を図り、感染症など健康被害の発生予防、拡大防止及び原因究明を行う体制の確立に努めるとともに、衛生備品の備蓄と職員の研修を実施し、緊急時に備えます。

2. 歯科保健医療対策の推進

歯周疾患予防と口腔機能の保持・増進に取り組み、生涯健康な歯を保つことができるように「8020運動」を進めるとともに、壮年期からの歯周病検診をはじめとした歯の健康づくりを進めます。

3. 救急医療体制の充実

医師会や医療機関の協力を得て、休日急患診療体制の充実を図るとともに、広域的な救急医療体制を維持・確保します。

また、東南海・南海地震に備え、災害医療体制を充実するため、医療関係者だけでなく、関係機関を含めた役割分担と連携の強化を図ります。

施策体系

第1 地域医療の充実

1. 地域医療体制の充実

産科・小児科・高度医療の関係機関への働きかけ切れ目のない地域医療体制の充実
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院及び関係機関との連携

2. 歯科保健医療対策の推進

「8020運動」の推進

3. 救急医療体制の充実

休日急患診療体制の充実及び広域的な救急医療体制の維持・確保

○協働の方針

町民の役割

日頃から健康管理と適切に医療サービスを利用することに努めます。

行政の役割

良質な医療が提供できるよう医療関係者との連携を強化します。

※プライマリ・ケア…医療は、初期・2次・3次医療の三つに大別される。プライマリ・ケアは、この中の初期医療に当たるものであり、疾病予防や健康に関して問題を感じた患者が最初に接する医療のこと。
※かかりつけ医…家族なども含めて普段の健康管理や健康について気軽に相談できる、身近な診療所や医院の医師のこと。

第2 病気の予防

○現況と課題

近年における少子高齢化や疾病構造の変化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、町民の健康に対する問題も複雑化・多様化しています。

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けるため、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要です。

そのため、行政機関のみならず、広く町民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、町民が主体的に行う健康づくりを総合的に支援する環境を整備する必要があります。

また、食生活の変化や生活環境の変化などによるストレスが原因で、生活習慣病を患う人が増加傾向にあり、これらの疾病を予防あるいは早期に発見するためにも、健康相談、健康教室、検診などを積極的に実施していく必要があります。

○基本方針

町民一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行うとともに、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症と重症化の予防を図ります。

そして、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるよう健康づくりの場と機会を提供し、健康維持と健康増進の意識を高め、各種健康診査の受診率向上や予防接種の接種率向上を図り、健康寿命の延伸と健康格差^{*}の縮小を目指します。

また、さまざまな疾病の原因となる生活習慣病を予防するため、食育^{*}を推進して食生活の改善を目指します。

※健康格差…地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

※食育…平成17年6月に成立した食育基本法に基づき行われている取り組み。生涯を通して一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識や判断力を身に付けるための取り組みであり、具体的には、食べるものを選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の能力をつけることを目指している。

○主な取り組み事項

1. 健康づくりの促進

健康かつらぎ21推進委員会などを中心に、広報・啓発活動等を通じて町民の健康管理意識の高揚と知識の向上を図りながら、栄養・食生活の改善や運動の習慣化など生活習慣改善のため、地域での健康づくり事業の体制整備を進めます。また、保健福祉センターを拠点として各種健康づくり事業を実施し、町民自らが主体となって健康づくりに取り組む意識を醸成します。

また、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止のため、趣旨の周知を図るとともに、禁煙化・分煙化を推進します。

2. 各種検診・指導等の充実

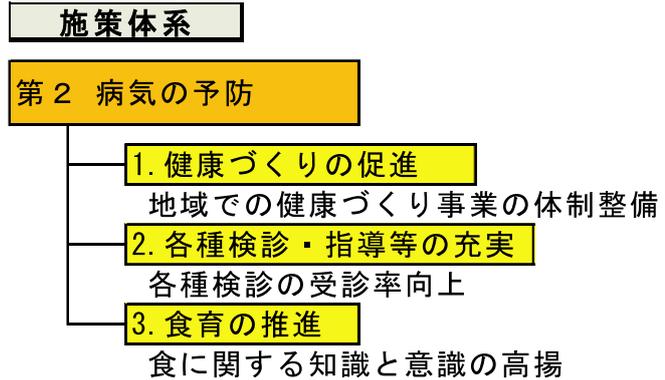
病気などの早期発見と早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種検診の周知徹底を行い、受診率の向上を図ります。

また、特定健診及び特定保健指導を推進し、課題に応じた健康教育や健康相談の充実に努め、ハイリスク者[※]には、医療機関での治療を促します。

3. 食育の推進

町民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付ける知識と意識を高めます。

また、行政、農林漁業関係者、食品産業関係者、学校教育関係者、栄養・保健行政関係者等が、それぞれの各分野並びに分野間で連携を図り、食育の推進に取り組みます。



○協働の方針

町民の役割

健康に関する正しい知識を持ち、自ら積極的に生活習慣を見直し、健康づくりと健康診断の受診に努めます。

行政の役割

健康づくりの支援と情報提供に努めます。

※ハイリスク者…妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

第2節 いきいきと暮らせるまちづくり

第1 高齢者の社会参加

○現況と課題

平成22(2010)年度の国勢調査によると、本町の高齢化率[※]は30%を超え、超高齢社会となっており、一人暮らしの高齢者も多くなっています。今後も高齢化の傾向は進むことが予想されており、支え合いが必要となる一方で、地域内での交流や仲間づくりが薄れつつあります。

また、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持って、知識や経験を生かすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。

これからは、地域内での交流や生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へと促す支援が求められています。

○基本方針

高齢者の健康寿命を延伸するため、高齢者が気軽に集い、参加しやすい学習活動の場や機会をつくるとともに、世代を超えての交流、地域活動への参加の場と機会づくりに努め、地域の担い手として生涯にわたっていきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進します。

※高齢化率…総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の比率。

○主な取り組み事項

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、シルバー人材センターへの登録や生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の促進、老人クラブ活動の支援、高齢者サロンなど的高齢者が気軽に集まれる場の拡充等に努めるほか、地域や団体等と連携して外出や買い物の支援に関する取り組みを支援します。

施策体系

第1 高齢者の社会参加

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の社会参加の支援及び高齢者サロン等の拡充

2. 高齢者サロンの充実

地域社会での高齢者サロンの推進

3. 高齢者の見守り運動

地域社会での高齢者見守り支援の推進

4. 就労支援

関係機関との連携による就労機会の確保

2. 高齢者サロンの充実

地域社会で高齢者を支えるため、高齢者が気軽に集まれるサロンを拡充して、地域社会での運動に努めます。

3. 高齢者の見守り運動

高齢者の独り暮らしや、老老介護*世帯が増える中、地域社会で見守り支援するため、ボランティアによる訪問や声かけ運動に努めます。

また、新聞配達や乳酸菌飲料販売員等との連携による見守り体制に努めます。

4. 就労支援

元気で勤労意欲のある高齢者の技術や経験を生かすために、公共職業安定所（ハローワーク）や和歌山高齢・障害者雇用支援センターとの連携により、就労機会の確保に努めます。

○協働の方針

町民の役割

健康維持への自主的な取り組みや地域活動に積極的に参加し、生きがいづくり・健康づくりに積極的に取り組みます。

行政の役割

高齢者が元気で知識と経験を生かし、まちづくりに参加できるよう支援します。

*老老介護…家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。

第2 高齢者福祉の充実

○現況と課題

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。こうした中、平成24年度の介護保険制度の改正での「地域包括ケア」の構築を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいもてる暮らしを営むために、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供し、総合相談体制を確立する必要があります。

また、介護予防サービスの対象者を把握し、要介護状態になることを未然に防ぐための予防事業や、高齢者を取り巻く環境の変化に対応した、きめ細かな支援体制の整備が求められています。

今後は、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく推進体制の一層の充実を図りながら、地域包括ケア体制^{*}の確立と介護予防^{*}を柱とした施策事業を積極的に推進し、すべての高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるように、地域での生活支援を進めていく必要があります。

○基本方針

高齢者が、健やかで安心した生活を維持し自立して生活が営めるよう、保健、医療、福祉など相互の連携強化を図りながら、要介護・要支援状態にならないよう介護予防の取り組みを推進します。

また、介護が必要となった時も、一人ひとりの状況に応じた適切でぬくもりのある支援や介護の手を差し伸べ、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた環境の中で生活を送れるよう支援します。

※ケア体制…高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らし続けるために、介護・医療サービスから地域住民の助け合いまで、関係機関や地域等のさまざまな社会資源・人的資源が相互に連携して高齢者を支えていく体制。

※介護予防…要支援や要介護といった状況になる前に、事前にできる限りその発症を遅らせる、又は要支援や要介護状況にあっても、その状況の悪化を防ぐことを目的として行う取り組み。

○主な取り組み事項

1. 介護予防の推進

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、意向調査でも比較的関心の高かった認知症予防や運動機能向上プログラムなどを実施し、要介護状態になることを効果的に防ぐ取り組みを推進します。

2. 介護サービスの充実

介護保険制度やサービスについての情報提供に努めるとともに、各種サービスについて被保険者のニーズ等を踏まえた上で、より一層のサービスの充実を図れるよう、関係機関とも連携しながらサービスの提供を行います。

3. 地域包括ケア体制の構築

地域包括支援センター*を中心として、地域で活動している各種団体などと連携しながら介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐にわたる相談への対応を図ります。高齢となっても地域で生活できるよう支援します。

4. 健康づくりの推進

保健事業と連携した健康づくり事業を推進するとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、認知症予防プログラムや健康教育などの充実を図ります。

5. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣やデイサービス等の自立を支援するサービス、緊急通報装置の設置や日常生活用具の給付等の一人暮らしを支援するサービスなど、各種福祉サービスの充実を図ります。

施策体系

第2 高齢者福祉の充実

1. 介護予防の推進

認知症予防や運動機能向上プログラムの実施

2. 介護サービスの充実

介護保険制度についての情報提供とサービスの充実

3. 地域包括ケア体制の構築

地域包括支援センターを中心とした生活支援

4. 健康づくりの推進

地域包括支援センターの機能強化

5. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立支援サービスの充実

○協働の方針

町民の役割

地域を構成する町民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、高齢者を支えることのできる体制づくりを目指します。介護予防や健康づくり活動に積極的に参加します。

行政の役割

適切な介護サービスの提供と介護保険事業の運営を進めます。

※地域包括支援センター…高齢者等の保健・医療・福祉の向上と増進を図ることを目的に、地域において介護予防のケアマネジメントや総合相談窓口などの機能を総合的に担う、「地域包括ケア」を支える中核機関。

第3 障害者支援の充実

○現況と課題

障害者自立支援法等の改正法が平成22(2010)年12月に施行され、支援サービスの新設・変更と相談支援体系の見直しが行われました。また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、平成24(2012)年6月には障害者総合支援法が公布、平成25(2013)年4月から施行され、重度訪問介護の対象者の拡大や、共同生活介護の共同生活支援への一元化などが実施されます。

こうした中、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害の種別や程度に関わらず、必要な障害福祉サービスや支援を受け、住み慣れた地域で暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、相談支援体制を強化することが必要です。

しかし、近年高齢化や核家族化の進展による家族の介護力の低下により、障害者支援の一層の充実が求められる状況にあります。今後は、障害者の自立支援を重視した施策・事業を積極的に推進し、障害者ができる限り自立し積極的に社会参加し、安全・安心な生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。

○基本方針

ノーマライゼーション^{*}、ユニバーサルデザイン^{*}の基本理念に基づいた共生社会の実現を基本とします。

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で普通の暮らしを送れる社会の構築を目指すとともに、障害者が積極的に生きがいを見い出すことができる支援も大切です。

さらに、誰もがお互いの個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会づくりが求められています。

このような考え方のもと、単に障害のある人を対象にした福祉や保健のサービスを充実することにとどまらず、道路や建物の使いにくい部分を改善すること、働く機会や場所を保障すること、レクリエーションや文化活動にも支障なく参加できることなど、障害を理由として日常生活に制約を受けることのない「機会の均等化」が保障される地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、必要なときに相談できる体制の充実を図り、適切なサービスの提供に努めます。

※ノーマライゼーション…障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

※ユニバーサルデザイン…年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用可能であるように製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。

○主な取り組み事項

1. 支援体制の充実

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた相談支援体制の充実を図ります。

2. 療育の支援

発達障害等の早期発見・早期支援を図ります。発達の遅れ等が発見された場合の家族への支援体制を充実するとともに、療育方法等の相談に対応できるよう療育相談の充実に努めます。

3. 障害者福祉サービスの充実

障害のある人が、家庭や地域で安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実や医療費の助成など、生活支援を行います。

4. 就労支援

障害のある人の就労支援のため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携を図るとともに、就労に対する理解を深めるため、企業などに対して啓発活動を行い、雇用の促進に努めます。

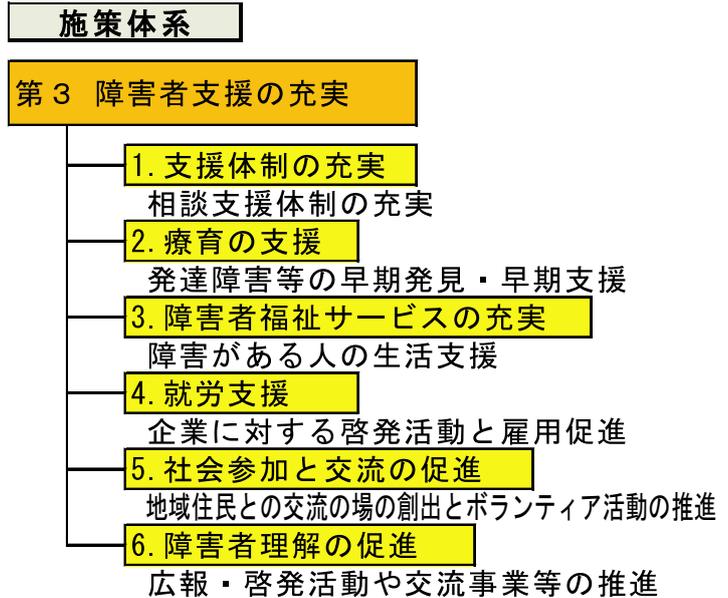
5. 社会参加と交流の促進

障害のある人が、生きがいを持って活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの充実を図るとともに、地域住民との交流の場を創出します。

また、まちで不安や不自由さを感じることなく、いきいきと活動できるよう、移動やコミュニケーションを支える基盤を強化し、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。

6. 障害者理解の促進

障害や障害者に対する町民の理解を一層深め、心の壁を取り除くため、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。



○協働の方針

町民の役割

交流活動に積極的に参加し、障害のある人もない人もお互いに認め合い支え合って生活します。

行政の役割

障害者の自立と社会参加を支援する環境整備や関係団体などとのネットワークづくりを進めます。

第3節 支え合うまちづくり

第1 出産・子育て環境の充実

○現況と課題

少子化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などが進む中で、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加しており、虐待やいじめ、犯罪など子どもの権利が侵害される行為が発生しています。そのため、子どもへの虐待を防止し、発生の予防から早期発見、早期対応など、総合的な支援が求められています。

また、家庭だけでなく地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが求められています。

安心して、出産・子育てができるよう、出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、小児医療体制の拡充が必要となっています。

一方で、出産後の母子の心身の状態や養育環境を把握するため、家庭訪問を行っていますが、訪問を拒否されるなど、今後の支援のあり方が判断しにくいケースが生じています。

急速に少子化が進む中、育児の経験不足や相談相手の不在により、子育てに不安を抱えている家庭が増加しているため、妊産婦の不安解消・相談体制の確立が求められています。

○基本方針

次代を担う子どもたちは、地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。

しかし、都市化や核家族化、少子化、共働き家庭の増加などを背景に、家庭における生活形態や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも大きな影響が及んでいます。すべての家庭がゆとりをもって安心して子育てができるよう、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体で支えるという意識の醸成を図りながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業を進めていく必要があります。

地域や家庭で、安心して、ゆとりを持って出産を迎え、子育てができるよう、講座などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする仲間づくりの支援や、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう、母子の健康保持などの体制の充実を図るとともに、すべての子どもたちの健全な心身の成長を促していくために、地域の中での交流機会を増やすなど、地域社会全体で子育てをする環境づくりを行います。

○主な取り組み事項

1. 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援後期行動計画に基づき、人と人が支え合い、ともに育ち合うまちの形成を目指し、次代を担う子どもたちが健全に成長できるように計画を推進します。

また、改善事項などを踏まえ、「子ども子育て支援事業計画」を策定し、町民ニーズに基づいた施策を推進します。

2. 相談・情報提供の充実

子育て支援サービスをうまく活用できるよう情報提供に努めるとともに、妊娠から出産、さらに子どもの発育段階に応じて、気軽に相談できる相談・指導体制の充実や、健康診査や訪問指導の実施、予防接種の推進などを行い、育児不安の解消を図ります。

3. 子育て支援サービスの充実

子育てをしている保護者が気軽に悩みを共有できる子育て仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう保健福祉センターを拠点とし、すべての子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、サービスの充実を図ります。また、子どもの医療費の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援を図り、病児・病後児保育などの保育サービスの確保・充実のため、幼稚園と保育所を一体化する「幼保一元化」に取り組みます。

4. ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進

就労形態の多様化、共働き家庭の増加などにより、仕事、子育て、家庭生活のバランスがかたよりにつつあります。家族全体で子どもを育てていくという意識を啓発していくとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに努めます。

5. 地域社会での子育て

子どもたちの豊かな社会性を育むため、地域で子どもを育むという意識を醸成するとともに、児童館、学童保育クラブにおける世代間交流、異年齢交流を推進します。

6. 母子保健の充実

母子保健推進員と連携し、妊婦や乳幼児の健診や子育て支援によって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

7. 虐待防止対策の推進

母子保健活動や乳児家庭訪問事業を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、虐待の早期発見のため地域住民に対して通報義務の周知や民生児童委員などと連携を図りながら問題解決を図ります。

施策体系

第1 出産・子育て環境の充実

1. 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援行動計画の推進

2. 相談・情報提供の充実

相談・情報提供の充実による育児不安の解消

3. 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の経済的負担の軽減と幼保一元化への取り組み

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てが両立できる環境づくり

5. 地域社会での子育て

児童館、学童保育クラブにおける世代間・異年齢交流の推進

6. 母子保健の充実

母子保健推進員と連携した子育て支援

7. 虐待防止対策の推進

虐待の早期発見による問題解決

○協働の方針

町民の役割

子育ての仲間づくりやその活動へ積極的に参加します。

行政の役割

定期健診や情報の発信など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

^{*}ワーク・ライフ・バランス…ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第2 支え合う地域福祉社会の形成

○現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等により、家庭や地域における一人ひとりのつながりや連帯感の希薄化が指摘されています。また、これらを背景に高齢者等の孤立や所在不明などの問題が発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、町民や団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが必要不可欠です。

本町の地域福祉は、町だけではなく、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動、ボランティア活動など、多くの町民や団体の献身的な活動によって支えられています。福祉のまちづくりをこれまで以上に効率的かつ効果的に進めていくためには、さらなるボランティアなどの人材の育成、ボランティア活動団体などへの支援を行うとともに、町民、事業者、ボランティア団体、町が連携して福祉問題を身近に捉えた施策を展開することが必要となります。

国民生活基礎調査にもとづく推計では、生活保護の状況は近年の厳しい雇用失業情勢により深刻化しているとされています。町では生活保護に至らない低所得者層に、各種福祉資金制度を周知、紹介するとともに、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの密接な連携によって相談業務の充実を図り、必要な支援を行ってきました。今後も、生活の安定を図るため、就労への支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

ひとり親家庭がそれぞれに抱えている問題に対して、相談の受付からサービスの提供に至るまで、個々のニーズにきめ細かに応えられ、自立を促進することができるよう、関係機関と連携しながら、就労の支援、日常生活の援助、経済的な支援を行い、生活基盤の安定を図る必要があります。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等により、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、高齢者等の安否確認の重要性が一層高まることが予想されることから、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促し、支え合い助け合うまちづくりを進めていく必要があります。

○基本方針

地域福祉は児童福祉から高齢者福祉まで、すべての町民の福祉を包括するとともに、「保健・医療」と連携しながら、それぞれの福祉施策を調整する役割を担っています。

本町に住み、働くすべての町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指して取り組みを推進していく必要があります。

町民一人ひとりが、地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

また、誰もが自分の意思で行動でき、快適に暮らし続け、社会の担い手として活躍できるように、支え合う地域福祉社会の形成を目指します。

○主な取り組み事項

1. 福祉に対する啓発推進

地域社会の一員として支え合う意識を高めるため、広報・啓発活動を充実し、世代間交流や福祉施設との交流など、地域福祉活動への町民の積極的な参加を推進します。

2. 団体の活動支援

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連のNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を、福祉のまちづくりに生かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

3. ひとり親福祉の充実

無理なく就労でき、働き方の選択肢が広がるよう、就労相談体制の強化、技能取得・資格取得に関する情報提供など、ひとり親の就業に向けた支援の充実を図ります。

育児や家事を無理なく行い、安心した生活を送ることができるよう、子育てや日常生活の場を支援するサービスの導入を図ります。

また、児童の養育にあたって、医療費の助成や技能取得に必要な費用の貸付制度の周知など、ひとり親家庭の自立に向けた経済的負担の軽減を図ります。

4. 支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障害者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を促し、見守り活動をはじめ、支え合い、助け合う活動を促進します。

5. 福祉のまちづくりの推進

「和歌山県福祉のまちづくり条例」に準拠し、だれもが利用しやすい施設の整備に努めるとともに、町民や事業者の理解を求めながら、安全かつ快適なユニバーサルデザイン化を推進します。

施策体系

第2 支え合う地域福祉社会の形成

1. 福祉に対する啓発推進

地域福祉活動への町民の参加促進

2. 団体の活動支援

社会福祉協議会との連携

3. ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の生活支援や経済的負担の軽減

4. 支え合い助け合う地域づくり

地域における福祉ネットワーク形成促進

5. 福祉のまちづくりの推進

施設のユニバーサルデザイン化の推進

○協働の方針

町民の役割

地域の見守り活動や福祉ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に参加します。

行政の役割

地域福祉活動が円滑に実施されるよう、情報提供などの支援に努めます。

第3 社会保障の充実

○現況と課題

高齢化社会の進展に伴い、社会保障制度の充実、改善が求められています。

国民健康保険は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしてきましたが、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い医療費は増大を続けており、その運営は極めて厳しい状況にあります。

今後は、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療費の適正化や収納率の向上など、制度の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、認知症などによる要介護・要支援認定者が増えているとともに、介護を行う側の声として「心身の負担が大きいこと」があげられています。

今後、高齢者のみの世帯の割合が高くなり、家族による介護力が弱まっていくと推測されているため、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けることができ、安心した在宅生活を送ることができるよう、社会全体で高齢者を支える環境づくりが重要となります。

また、介護保険制度および相談窓口の情報を十分に周知するとともに、高齢者やその家族の悩みを解消し、介護疲れに伴う事故や虐待を未然に防ぐことが重要です。

その一方で、公平で公正な介護認定に努めるとともに、適切にサービスを提供するため、介護給付費の適正化を図る必要があります。

後期高齢者医療では、和歌山県後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営に努めるとともに、町民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の生活設計に重要なものであり、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度自体に対する信頼の確保に向け、順次改正されています。受給者の不安やトラブルを解消するよう、年金制度改正に対応しながら、だれもがわかりやすい改正内容の周知や、さまざまな状況に適切に対応できる体制づくりが必要です。

それから、わが国の生活保護受給者数は、近年、長引く雇用情勢の低迷や核家族化の進行等を背景に増加を続けています。こうした中、本町においても、これまでの生活基盤を失った世帯、継続的に安定的な生活が確保できない世帯、傷病などで就労ができずに生活支援が必要な世帯などに対して、生活保護等の適正な実施や就労指導などの自立支援に取り組む必要があります。関係機関との連携を通じて、状況を的確に把握していくことが重要です。

○基本方針

国民健康保険など社会保障制度の安定した運営により、病気やケガ、老後の生活などの不安を軽減し、安心して生活ができる社会を目指します。そのためにも、関係機関との連携を図りながら、制度に関する正しい理解と関心を高め、円滑な運営を図ります。

国民年金制度については、各種届出受付などの事務を円滑に行い、社会保障制度の運営を行います。また、若年齢・高齢者には、まだまだ年金制度への無理解・無関心者が多いことから、啓発にも力を入れ、無年金者の防止に向けて制度の周知に努めます。

生活保護については、国や県に対して生活実態に即した生活保護制度などの改善を要望するとともに、自立した生活ができるよう、ケースワーカー、民生児童委員、保健所などの関係機関と連携し、相談・指導の支援体制の充実に努めます。

○主な取り組み事項

1. 国民健康保険の安定的運営

医療保険制度の改正等、国の動向にも注視し、中長期的展望に立って国保財政を運営し、健全財政の維持に努めます。

保健衛生との連携の下、生活習慣病予防を柱とした町民の健康づくりと将来的な医療費の適正化に向け、保険事業を展開します。

さらに、ジェネリック医薬品の周知とともに、先発医薬品との差額を通知するなど、医療費を軽減するための情報を発信します。

2. 介護保険計画の推進

介護保険制度の普及啓発を行いながら、介護保険事業計画を着実に推進するとともに、3年ごとの改訂にあたっては、利用者ニーズに的確に対応するよう計画を見直します。

3. 国民年金制度の周知徹底

年金制度が正確に理解されていないことなどにより、加入手続きの遅れなどから受給資格・受給額などに影響が生じてしまう例も見られます。

町民が無年金生活者とならないよう、「町広報紙」やホームページを通じて国民年金制度の普及啓発を行い、年金への加入を勧奨します。

また、国の動向を注視し、国民年金制度の改正に円滑に対応するとともに、町民が混乱することのないよう、相談業務の充実を図ります。

4. 生活困窮世帯の自立促進

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携した相談体制の充実に努めます。

また、生活福祉資金貸付制度などの活用や就労支援などにより、生活困窮世帯が自立した生活を送れるよう支援体制の構築に努めます。

5. 後期高齢者医療

和歌山県後期高齢者医療広域連合の安定した医療保険制度の運営に努めます。

また、疾病予防や医療費適正化について町の課題を提起し、県下全体の取り組みとなるよう働きかけを行います。

施策体系

第3 社会保障の充実

1. 国民健康保険の安定的運営

健全財政の維持及び医療費削減

2. 介護保険計画の推進

利用者ニーズに対応した計画の見直し

3. 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度の普及啓発と加入勧奨

4. 生活困窮世帯の自立促進

生活困窮世帯の自立支援

5. 後期高齢者医療

医療保険制度の安定運営

疾病予防や町の課題提起

○協働の方針

町民の役割

社会保障制度への理解を深め、各種手続きをスムーズに行うとともに、日ごろから健康づくりに取り組みます。

行政の役割

社会保障制度の仕組みについて、広報・普及啓発に努めます。

第4 コミュニティ活動^{*}の活性化

○現況と課題

現在、町内には25の自治区があり、地域に根ざしたさまざまな活動が展開され、知恵を出し合い、助け合いながら住民相互の交流が図られています。また、町民の社会活動参加への関心が高まってきており、社会福祉や環境保全をはじめとしたさまざまな分野において、地域コミュニティ単位での自主的な活動が盛んに行われ、地域の福祉、青少年の健全育成、防災・防犯などさまざまな分野での役割を果たしており、高齢者や子どもに対する見守り活動、清掃活動など地域活動の活発化は犯罪の抑制にも効果をあげています。

しかし、地域コミュニティの核となる町内会組織については、活動拠点となる集会所の整備など、活動への支援を進めていますが、町民の価値観の多様化や都市化による未加入世帯の増加、過疎化による構成員の減少、高齢化などによる組織運営の停滞も懸念されます。

今後、こうした状況も念頭に置き、地域の現状や特性を踏まえ、活動を継続できる規模への近隣地域との連携や、自治区、コミュニティ組織などの既存組織の再編も視野に入れながら、幅広い世代間の活動・交流が活発に行われ、ふれあいと愛着を感じるようなコミュニティづくりに向けた支援策の充実が求められています。

○基本方針

あらゆる機会において住民相互の親睦、交流を図りながら、ともに支え合うコミュニティづくりと自主的活動を支援します。

^{*}コミュニティ活動…自分たちの地域社会を、快適で住み良いものにしていこうとする自主的かつ自発的な共同活動。

○主な取り組み事項

1. コミュニティ組織の啓発等の推進

災害時などに地域における共助の果たす役割が大きいため、地域コミュニティの重要性や必要性に関する啓発や情報提供を行い、コミュニティ活動への加入促進や参加者の増加を図ります。

施策体系

第4 コミュニティ活動の活性化

1. コミュニティ組織の啓発等の推進

コミュニティ活動に関する啓発及び情報提供

2. コミュニティ活動の活性化支援

持続可能なコミュニティ組織形成に向けた施策の検討

3. コミュニティ施設の整備

コミュニティ施設の整備、充実

2. コミュニティ活動の活性化支援

過疎化や少子高齢化の進行などにより、人口減少に伴うコミュニティ組織の維持が困難になる町内会の発生も考慮し、地域の自治区・町内会活動を町全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、自治区・町内会間の連携強化を促進し、持続可能なコミュニティ組織の形成に向けた施策について検討します。

また、自立した住民自治を高めるため、自治区・町内会組織と地域の各種団体、民生委員・児童委員等の個人が地域の活動を通じて連携を深め、一体的な地域活動が図れるように支援します。

3. コミュニティ施設の整備

地域の拠点としての役割を持つ施設の整備充実を進め、活動しやすい環境づくりに努めます。

○協働の方針

町民の役割

地域コミュニティの維持・活性化について、さまざまな活動を検討し実施します。また、地域活動の拠点となる施設の管理に責任を持ち、町民の財産として維持管理に努めます。

行政の役割

地域コミュニティの活動について積極的に支援します。

第4節 安全・安心のまちづくり

第1 防災対策・体制の強化

○現状と課題

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災は各方面に大きな衝撃を与え、本格的な防災対策推進のきっかけとなりました。その後も、地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害による被害が毎年のように見られる中、防災対策の重要性がより一層高まっています。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による直接的な被害のほか、津波、原子力発電所事故など、想定を超える事態が発生したことによって甚大な被害をもたらし、過去の大災害から学んだ防災対策や災害時の危機管理のあり方が改めて問われることとなりました。

被災地が広範囲にわたる災害では、全町的な、迅速で的確な災害応急対策が必要となり、復興にも長期間を要するなど町民生活に大きな被害と混乱を及ぼすことが想定されます。

災害発生時においては、迅速な情報の収集・連絡体制の確立と並行して、人命救助のため救急医療、消火などの応急対策活動をすばやく的確に講ずることが求められます。

災害発生に備え、自助^{*}・共助^{*}・公助^{*}の意識と行動力を高めるとともに、より実践的な防災訓練を実施する重要性が指摘されています。

また、避難所・避難場所の所在を知らない町民も少なくないため、防災知識の普及・啓発を強化することも必要です。

本町でも、災害対策基本法に基づく地域防災計画を平成21(2009)年3月に策定し、総合的な防災体制の確立に努めていますが、計画の見直しも含め、これまでの防災対策を点検し、大規模災害に対する防災対策の強化を図るとともに、避難場所等の確保、整備及び耐震化の促進など、災害に強い基盤整備を進めていく必要があります。

○基本方針

地震や台風などの自然災害や不測の事態における被害が想定されるため、消防・防災体制の強化を図り、災害、自然災害などから命と暮らしを守り、安心して生活ができるまちづくりを目指します。

防災対策は、東海・東南海・南海地震等巨大地震時の土砂崩れによる孤立集落対策、台風や豪雨等の風水害時の浸水被害に対応するため、町民への防災思想の普及啓発や防災訓練の実施、防災資機材の整備や生活必需品の備蓄を進めるなど、災害発生時活動体制の強化に努めます。

また、町、防災関係機関及び地域の共助による、想定を超えた災害に備えた防災・減災に向けた防災体制づくりの強化を進めます。

災害発生時の被害を最小限に抑えるために防災マップなどを活用し、災害情報などの周知と災害時要援護者への迅速な避難支援を行うとともに、避難情報伝達手段の整備、構築など、防災体制の強化を進めます。

※自助…「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、町民一人ひとりが自分の命や生活を守るための活動をいう。この自助の中には、個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含む。

※共助…地域連携による防災活動のことをいう。一人ひとりが隣人などと協力して地域を守る活動、また、自治組織や民間組織が、町民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含む。

※公助…警察、消防、市町村、都道府県などの行政機関、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業が、災害支援活動を実施すること。

○主な取り組み事項

1. 危機管理体制の充実

災害による被害を防止、軽減するため、かつらぎ町地域防災計画の見直しを行うとともに、広域的な大規模災害に備え、災害時の応援協定を他の地方公共団体や民間事業者と結ぶことにより、応援のネットワークの確立を進めます。

2. 初動体制の整備

災害時における迅速な初動体制としての、要救助者の情報把握、被害等の情報収集体制、避難の指示・勧告、応援要請など情報発信体制の構築に向けて、防災訓練による防災体制の基礎の確立を図ります。併せて、災害時要援護者の迅速な避難誘導・支援を図るため、自主防災組織・消防・医療・福祉機関との連携の強化に努めます。

3. 地域防災力の向上

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織への支援や防災資機材の整備などを進めるとともに、防災意識の啓発活動や地域と連携した防災訓練を通じて、自助・共助・公助の理念に沿った町民の防災意識の向上や技術の修得に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、多くの町民が参加可能な住民参加型のより実践的な防災訓練の実施を検討します。

4. 防災施設の整備充実

防災拠点、避難場所などの防災施設の整備、拡充に努めるとともに、避難場所の資機材、避難生活に必要な備蓄資材などの配備の充実を進めます。

また、災害時または災害が発生するおそれのある場合などに、町民への迅速かつ的確な避難行動の情報伝達手段の整備に取り組みます。

5. 防災意識の向上・知識の普及

防災意識の向上を図るため、広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ、防災マップ等の配布及び説明会の開催等により、地域における災害危険箇所・区域、避難場所、避難経路及び避難時の留意事項について、地域住民等に対し周知徹底を図ります。

6. 建築物などの耐震化の促進

災害から町民の生命、身体、財産を守るため、避難所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、一般住宅においても、耐震化を促進するために支援を行います。

7. 危険箇所の把握と対応

災害危険区域を的確に把握し、防災関係機関との連携のもと、危険要因の除去に努めます。また、治水対策や急斜面地崩壊対策により、崩壊の未然防止と被害の軽減を図ります。

施策体系

第1 防災対策・体制の強化

1. 危機管理体制の充実

かつらぎ町地域防災計画の見直し及び応援ネットワークの確立

2. 初動体制の整備

初動体制の確立及び自主防災組織等との連携強化

3. 地域防災力の向上

自主防災組織への支援や防災訓練の実施

4. 防災施設の整備充実

避難所や備蓄資材の整備・充実

5. 防災知識の向上・知識の普及

防災意識の向上、情報提供及び周知の徹底

6. 建築物などの耐震化の促進

公共施設の耐震化及び一般住宅の耐震化促進

7. 危険箇所の把握と対応

災害危険区域の把握と危険要因の除去

○協働の方針

町民の役割

非常食の備蓄など、災害に対する備えを行うとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加します。

行政の役割

防災体制を強化するとともに、町民、地域、事業者などの防災活動への支援を行います。

第2 消防・交通・防犯体制の整備

○現況と課題

火災発生時に、迅速で的確な消火活動が行えるよう、体制の整備と人員の確保が必要であるとともに、地域の消防力^{*}の強化が必要です。

本町では、木造建築物の密集地域も存在し、また空き家も増えてきている状況があります。こうした状況に伴って、火災による延焼が拡大する危険性が増してきています。

消防については、常備消防である伊都消防組合と連携し、さらなる火災予防の徹底や防火意識の向上を図る必要があります。

また、本町消防団において、人口流出や就労形態の変化などにより団員の確保が年々厳しくなっています。消防施設の整備、充実とともに、団員確保に向けた広報活動の強化が求められています。

さらに地域における防火・消火活動体制が重要であることから、地域住民による自主防災組織や婦人防火クラブ、防災ボランティアなどの育成、強化を図る必要があります。

一方では、交通環境の整備と併せ、社会状況の変化や交通量の増加に伴い、依然として交通事故は後を絶たない状況にあります。

交通事故は、被害者だけでなく加害者やその家族、関係者の生活に甚大な影響を与え、社会的、経済的損失をもたらします。

本町における平成23(2011)年中の交通事故発生件数は103件で、前年に比べ38件減少しています。しかし、同年の高齢者交通事故発生件数は51件で、前年に比べると4件の増加で、高齢者交通事故発生割合は49.5%と高い状況となっています。

本町では、平成23(2011)年度に第9次交通安全計画を策定し、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っていますが、特に、高齢者が交通事故の被害者や加害者になってしまうことが増えていることから、高齢者に対する交通安全対策が重要となります。

広報や交通安全教室、交通安全運動などを通じて、交通事故の防止に努めていますが、今後も子どもから高齢者に至るまでのすべての町民が悲惨な事故に遭わぬよう、交通安全教育と啓発活動の推進を図るとともに、道路の危険個所の把握や、ガードレール、カーブミラーの設置、歩道の整備などを引き続き行っていく必要があります。

また、子どもが犯罪の被害者になるといった痛ましい事件や高齢者が振り込め詐欺、悪徳商法の被害に遭うといった事件も発生し、犯罪は年々多様化、複雑化しています。

犯罪は、経済や社会の動向のほか精神的疲労など、複雑でさまざまな要因により発生しますが、日常生活の中で誰もが被害に遭う可能性があり、一人ひとりの防犯意識の向上が必要となります。

本町ではこれまで、青色回転灯装備車による巡回パトロールや防犯自治会の活動を通して防犯活動を推進してきました。地域の絆づくりにより、地域の力で犯罪を「しない、させない、見逃さない」ことが必要であり、防犯自治会などのボランティア活動に対する支援や協力を充実させていかなければなりません。

○基本方針

町民の生命・財産を守るため災害様態の複雑化・多様化に対応した、消防組織の強化、装備の整備並びに消防水利の整備を促進するとともに、消火訓練や啓発活動を通じて、防火意識の向上に努めます。

町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを守り、また防犯への意識を持ち、交通事故や犯罪のない安全で安心した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

^{*}消防力…火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策等を遂行するための人員、機械（施設）及び水利。

○主な取り組み事項

1. 地域消防力・防災体制の充実

常備消防である伊都消防組合との連携体制を強化するとともに、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、防災ボランティアなどの育成を図り、地域の消防力の強化を推進します。

また、消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保に努めます。

さらに、地域防災の要となる自主防災組織の活性化を促進し、その活動を支援します。

2. 消防施設の充実

地域の防災拠点施設である消防団詰所の適切な維持管理、防火水槽や消火栓の適正配置に努めるとともに、消防団活動に必要な設備等の計画的な更新・整備を図ります。

3. 交通安全意識の高揚

町民の交通安全意識の高揚を図るため、自治区や交通指導員連絡会などの関係団体と連携を図り、交通安全運動の交通安全啓発キャンペーンや子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業を実施します。

4. 交通環境の整備

危険個所の早期把握に努めるとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険個所などに交通安全施設*の整備・充実を進めます。

5. 地域防犯活動の推進

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、町民、自治区、事業者、警察などと連携して防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。

また、地域の防犯自治会などの活動を推進し、その活動を支援します。

さらに、各自治区が行う防犯灯の設置を支援します。

6. 防犯意識の啓発

地域防犯活動を効果的に推進するため、各種防犯関連情報の迅速な発信に努めます。このことから、防犯に対する意識高揚と注意喚起を図るとともに、地域と連携した高齢者世帯への情報提供や子どもたちの地域での見守り活動など、地域の絆づくりによって、犯罪の未然防止に努めます。

施策体系

第2 消防・交通・防犯体制の整備

1. 地域消防力・防災体制の充実

伊都消防組合等との連携による地域消防力の強化
消防団員の確保と自主防災組織の活性化

2. 消防施設の充実

消防設備等の適切な維持管理及び計画的な更新・整備

3. 交通安全意識の高揚

各種啓発活動の実施

4. 交通環境の整備

危険個所の早期把握と交通安全施設の整備・充実

5. 地域防犯活動の推進

関係機関との連携及び支援

6. 防犯意識の啓発

各種防犯関連情報の提供

○協働の方針

町民の役割

防火意識を高め、消防団活動への協力、また消火器や住宅用火災警報器を設置します。

交通安全に対する高い意識を持ち、交通マナーの向上と交通ルールの遵守に努めます。

防犯意識を高め、隣家同士の声かけや子どもたちの登下校時の見守りなど、地域の防犯活動に積極的に参加します。

行政の役割

消防施設・設備の充実を図るとともに、火災予防意識の啓発などに努めます。

交通安全施設整備や交通安全意識の高揚を図ります。

地域の防犯活動への支援や犯罪・不審者情報などの発信及び全町的な防犯啓発活動を行います。

*交通安全施設…交通の安全と円滑、交通公害防止などを目指して整備するもの。都道府県警察が整備するもの（交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など）と道路管理者が整備するもの（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など）がある。

第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理

○現況と課題

平成23(2011)年度末時点で、上水道及び簡易水道の全人口に対する給水人口の割合は約93%となっています。

これからも、地域の実情に応じた安全で安心な飲料水の確保に向け、さらに取り組みを進めていく必要があります。

日常生活や産業活動に欠くことのできないライフラインである上水道及び簡易水道は、平常時はもとより、災害時の非常時においても、その影響を最小限に抑え、安全・安心で安定的な供給を確保することが求められています。

しかし、過去に建設された水道施設の老朽化が進行しており、中には早急に更新が必要なものもあります。

都市基盤施設である水道は、生命を守るライフラインとして、施設の耐震化や管理・復旧体制等のさらなる強化により、事故・災害時にも安定した供給が可能となるよう努め、さらに周辺自治体との連携を進めながら供給体制の広域化を図ることが重要となります。

こうした中、災害発生時の飲料水供給、施設の応急復旧等に必要な資材を確保するだけでなく、非常時に備える危機管理体制の確立を早急に整備することが重要です。

生活排水対策として、公共下水道事業及び合併処理浄化槽^{*}の普及に努めてきました。

公共下水道事業認可区域については、水洗化を促進するとともに、水洗化の普及啓発にも努めていく必要があります。ただし、今後、コスト縮減や事業進捗を考慮した中で、公共下水道事業認可区域の見直しも検討する必要があります。

また、事業認可区域外においても、水洗化率の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及に積極的に取り組んでいく必要があります。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者に対して、収集などの適正指導を行うとともに、処理施設である橋本環境管理センターの適正管理に努める必要があります。

今後も、公共下水道の整備や、より効率的な汚水処理の検討を進めるとともに、効率的な生活排水対策を進める必要があります。

○基本方針

水の供給は町民の日常生活に直結しており、すべての町民に安全でおいしい水が安定的に供給されるよう努めます。また、山間部の未給水地域の解消を進めるとともに、水源地の環境保全の推進や関係機関との連携により、水質検査の強化、浄水処理方法の充実に努めます。

今後は、老朽給水管の布設替えを計画的に進めていくとともに、その他各種施設・設備などについても、老朽化などの状況に応じ、また、耐震性の確保や渇水期・緊急時への対応なども勘案しながら、計画的に拡充や改良、整備を進めます。

下水道事業については、公共下水道への接続や浄化槽の設置を推進し、河川等の公共水域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりを目指します。

^{*}合併処理浄化槽…し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽というが、し尿だけを浄化する単独浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設のことをいう。

○主な取り組み事項

1. 上水道の安定供給

安全性の高い飲料水が安定供給されるよう努めるとともに、山間部の未給水地域の解消を進めます。

2. 水源地の保全

生活や農業など住民活動を支えている河川や、水源となる地下水や湧水の水質及びため池などの水環境を保全するため、町民などへの啓発、環境美化活動を推進します。

3. 老朽給水管の布設替えと耐震化

道路の新設・改良時に将来を見据え、有効性を勘案しながら布設工事・配管替・施設改良等を行います。併せて、水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、老朽施設の計画的な更新や水道施設の耐震化を推進します。

4. 緊急時における給水体制の構築

渇水や災害などの緊急時に対応するため、近隣市町との連携を強化していくとともに、緊急時給水体制の構築を目指します。

5. 公共下水道の普及促進

公共下水道については、認可区域の見直しを行い、今後も未整備区域の整備に努めます。また、公共下水道事業の健全化を図るため、汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。

6. し尿処理の適正化

公共下水道の普及と併せた適切なし尿の収集・処理に努めるとともに、合併処理浄化槽の必要性や補助制度について周知・啓発に努めます。

施策体系

第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理

1. 上水道の安定供給

安全性の高い水の安定供給と未給水地域の解消

2. 水源地の保全

水環境の保全

3. 老朽給水管の布設替えと耐震化

水道施設の計画的改良等と耐震対策の推進

4. 緊急時における給水体制の構築

緊急時給水体制の構築

5. 公共下水道の普及促進

公共下水道の普及・整備

6. し尿処理の適正化

し尿処理の適正化・合併処理浄化槽の設置

○協働の方針

町民の役割

水資源の大切さを認識し、適切に水を使用します。公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により、生活排水を川に流さないようにします。

行政の役割

安全で良質な水の安定供給を進めます。下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、施設整備を進めます。

第4 消費者保護

○現況と課題

近年、消費・販売形態の多様化などに加えて、高齢者を狙った悪質な訪問販売、悪質商法や振り込め詐欺、インターネットを利用した消費者のトラブルなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化しています。このような環境の変化に的確に対処できる自立した消費者の育成が求められています。

日常の消費生活における安全の確保は、きわめて重要な問題となってきました。

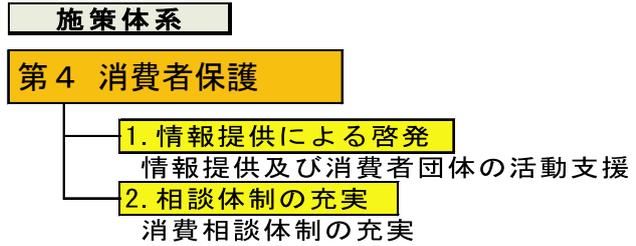
○基本方針

町民が悪質な販売や消費者被害に巻き込まれないよう、情報提供や相談体制を充実するとともに、消費者トラブルを未然に防止するため啓発運動を進めます。また、町民の相談にきめ細かな対応ができるよう、関係機関とともに消費生活相談体制を構築し、町民の消費生活の安全を確保します。

○主な取り組み事項

1. 情報提供による啓発

消費者の安全と生活を守りトラブルにあわないよう、商品の安全性やさまざまな消費者問題についての情報提供や啓発活動を行うとともに、消費者団体の自発的な活動を支援します。



2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する消費者からの苦情・問合せ・被害等の消費者相談に対応するため、相談専門員などの人材確保に努め、和歌山県消費生活センターなどと連携しながら、消費相談体制の充実を図ります。

○協働の方針

町民の役割

トラブルにあわないように知識を深めるとともに、トラブルにあった時は、すぐに関係機関に相談します。

行政の役割

情報提供や学習の場づくりの支援を行うとともに、相談体制を強化します。

第5節 人権を尊重するまちづくり

第1 人権尊重社会の実現

○現況と課題

本町では、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「和歌山県人権施策基本方針」の趣旨に基づき、学校、家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、町民が、その成長する段階に応じ、人権尊重の理念に理解を深め、これを実践することができるようになることを理念とする「かつらぎ町行動計画」を平成12(2000)年に策定し、人権啓発・人権教育の推進に取り組んできました。

しかし、町民を取り巻く環境は変化し、さまざまな人権課題が生まれてきています。そんな現状を考慮し、全町を挙げて一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現するためには、国及び県、町並びに町民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施していくことが重要で、そのためには、推進体制の充実を図る必要があります。

○基本方針

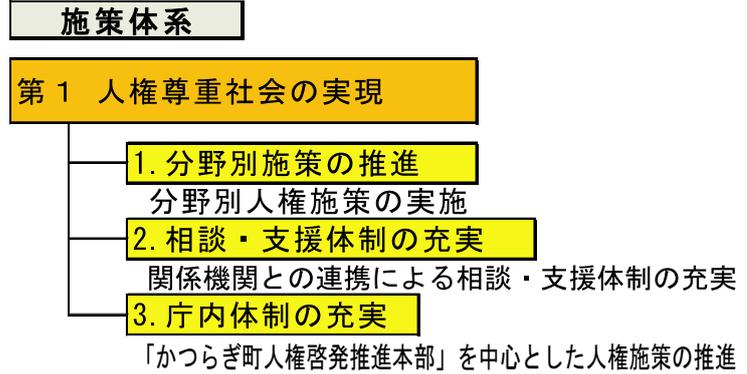
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして受け止め認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本町の人権尊重の社会づくりに関する基本的理念は、「かつらぎ町人権条例」の前文を踏まえ、すべての町民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すことです。この条例の基本理念に基づき、本町の施策の基本的な方向は、人権意識の高揚を図ることにあり、人権教育及び人権啓発さらには、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ります。

○主な取り組み事項

1. 分野別施策の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に関わる人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要で、これらの人権施策はそれぞれの個別の計画等を踏まえて実施します。



2. 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、町においては個別課題ごとに相談窓口を設け対応し、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

3. 庁内体制の充実

庁内に組織された「かつらぎ町人権啓発推進本部」を中心に、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

○協働の方針

町民の役割

人権問題を自分のこととして捉え、理解し、解決に向けて必要な行動の実践に取り組み、人権意識の高揚に努めます。

行政の役割

人権問題の解決に向けて、相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な施策を実施します。

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

第1節 子どもを守り育むまちづくり

第1 教育環境の充実

○現況と課題

本町では、知・徳・体^{*}の調和のとれた人間の育成を基本に、それぞれの学校（園）が特色を持った学校づくりを進めており、外国語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育支援員の配置など、今日的なさまざまな課題に対応しています。

近年、学校教育におけるさまざまな課題に対する取り組みが求められており、的確な教育指導方法を研究していくことが必要であるとともに、生きる力^{*}を育成する心の教育、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童・生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細やかな教育指導の充実が必要です。

一方、就学前の子どもについては、女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより保育に対するニーズは、ますます高まっており、仕事と子育ての両立など保護者のニーズに対応した施策を実施することが求められています。

○基本方針

児童・生徒が、特色ある教育環境で学ぶことができるよう、教育施設の整備を進めるとともに、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成を、学校・家庭・地域が連携して進めます。

本町の特性を生かした個性ある教育を実現するとともに、誰もが集団の中で平等に、そして快適に教育が受けられるきめ細かな教育サポートを実現します。

子どもを持つ保護者が不安なく仕事と子育てを両立できるよう、サービスの充実を図るとともに、職場や地域の人々の理解を深める取り組みを行います。

※知・徳・体…「知」確かな学力、基礎的な知識・技術を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することによりさまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。

「徳」自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

「体」たくましく生きるための健康や体力。

※生きる力…自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決をする能力及び自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のこと。

○主な取り組み事項

1. 学校教育環境の整備

教材備品・学校図書の充実、校区内の文化施設・運動施設等の有効利用を図り、教育環境の充実を進めます。

また、就学前の子どもの一貫した保育・教育を実施し、仕事と子育ての両立ができるよう保護者のニーズに対応した保育・教育サービスの提供を検討します。

2. 学校教育内容の充実

基礎学力の充実、体力の向上、判断力の育成、豊かな心づくりを基本に、確かな力を向上させるための指導方法を研究します。

また、地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、農林業等の体験学習を充実し、自ら調べ、発表し、討議する活動などの実践的な学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めるとともに、安全・安心で充実した学校生活を送る中で、ふるさとを愛する心や協調してともに生きる心などの豊かな人間性・社会性を育むことができるよう、学習環境の整備と指導体制の充実に努めます。

それから、障害のある児童・生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

いじめや虐待、不登校等の予防、早期発見、早期対処に努め、教育と福祉部門が連携し、相談体制の充実に努めます。

さらに、災害時における子どもたちの安全確保を図るため、防災体制の整備や災害時に主体的に行動する態度等を育成する防災教育を推進します。

3. 健康な児童・生徒の育成

スクールカウンセラーの配置等により、児童・生徒のカウンセリング対応を強化するとともに、保護者に対する教育相談活動を充実します。

4. 学校給食の充実

食の安全・安心に対する関心の高まりとともに、徹底した食中毒防止対策を講じるなど、衛生管理の充実を図ります。

今日、子どもたちの体力・運動能力が低下傾向にあることが、文部科学省の「体力・運動能力調査」から明らかになっていますが、その要因の一つである、夜更かしや栄養バランスを欠いた食生活など子どもの生活習慣の乱れを改善するため、学校では運動に取り組む機会を多くするとともに、家庭と連携し基本的な生活習慣を見直していきます。

食育では、教職員の意識を高めるとともに、学校給食に地場産食材を積極的に使用し、アレルギー対策に取り組むなど安全な学校給食を提供します。

また、学校教育活動全体で、食の大切さや楽しみを実感できるよう取り組みます。

中学校給食については、財政状況を勘案しながら早期実施を検討します。

施策体系

第1 教育環境の充実

1. 学校教育環境の整備

教育環境の充実及び保育・教育サービス提供の検討

2. 学校教育内容の充実

自ら学び考える力等の生きる力の育成

3. 健康な児童・生徒の育成

児童・生徒のカウンセリング対応の強化

保護者に対する教育相談活動の充実

4. 学校給食の充実

地場産食材の積極的な使用

中学校給食の実施検討

○協働の方針

町民の役割

学校の教育活動へ理解を深め積極的に関わるとともに、特色ある学校づくりを支援します。

行政の役割

児童・生徒の学力向上と心の育成を進めます。また、教育環境の整備を進めます。

第2 青少年の健全育成

○現況と課題

青少年育成事業では、子ども会活動、補導活動、相談活動、広報・啓発活動、町民一斉清掃、地域の声かけ運動、児童館活動など多様な活動が行われています。

しかし、事業への参加は、園児・小学生が中心で、中学生以上の参加が少ない状況にあります。

このような中、本町では青少年の健全育成に向け、子ども会リーダー育成研修会^{*}などを実施し、協調性や社会性を育み、自然体験やスポーツ体験などを通じてチャレンジする精神を学ぶことのできるよう社会教育の推進を図っています。

今後は、地域の教育力の向上に努め、青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校・家庭・地域と連携し、青少年の社会参加をより一層促進する必要があります。

青少年を家族や地域全体で育む体制として、かつらぎ町青少年育成連絡協議会、地区青少年育成協議会、地区子ども会などを中心として、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。

その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、地域子ども会指導者研修会などを通じて、地域や異世代との交流や、スポーツ、文化祭などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自ら企画・運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びとして感じられるよう、社会活動の中心となって活動できることが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。

併せて、かつらぎリーダークラブ^{**}で活躍するリーダーとして育つ芽や自覚を持ち始めている青少年を発掘するとともに、青少年が率先して活動していけるよう育成し、その活動の場や機会を提供することも必要です。

今後も、相談体制の充実、親子ともに参画する活動の拡大、世代間交流や町外との交流活動、健全育成のための環境づくりを継続的に進めていく必要がありますが、少子化が進む中、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。

○基本方針

心豊かでたくましい青少年を育成するため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域などのそれぞれの関係者が密接な連携を図りながら、交流の機会や活動に積極的に参加し、青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚し、心身ともに健全に成長できるよう取り組みます。

このため、次世代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、地域づくり活動への参画を進めます。

また、不登校や引きこもりなどの青少年や家庭の悩みに対しての相談体制を充実するとともに、生活環境の改善に家庭・学校・地域が一体となって取り組むことにより、問題の早期発見・早期解決・未然防止に繋がります。

※子ども会リーダー育成研修会…子ども会が自主的に運営され、各地域子ども会がより活発な活動を進めていけるようリーダーを養成するため、昭和53年から開催している研修会。

※かつらぎリーダークラブ…子ども会リーダー育成研修会の上級リーダー認定者の内、希望者で組織され、昭和55年に設立。各地域の子ども会・育成活動に参加している。

○主な取り組み事項

1. 青少年育成組織の強化・支援

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開を目指し、青少年育成連絡協議会の調整機能を生かして、家庭・学校・地域、関係機関の連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実を図り、効果的な事業展開を促進します。

施策体系

第2 青少年の健全育成

- 1. 青少年育成組織の強化・支援
青少年活動の育成及び青少年育成組織の活性化
- 2. 自主性と協調性のある若きリーダーの養成
リーダーの発掘・育成
- 3. 相談体制の充実
青少年の相談体制の充実
- 4. 社会参加・交流機会の充実
体験機会の提供と交流活動の推進
- 5. 安全対策と非行防止
地域ぐるみの安全対策と非行防止

2. 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代・地域ごとに発掘、育成していきます。また、こども遊びのギネス大会や子ども交流事業などを通じて、チャレンジ精神や社会奉仕の心を育みます。

3. 相談体制の充実

成長期にある青少年の直面するさまざまな問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、教育や学校生活相談など青少年の相談体制を充実し、発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見による解決を目指します。

4. 社会参加・交流機会の充実

各種イベントなどの参加について、積極的にPRを行います。

また、青少年育成活動とコミュニティ活動、公民館や児童館活動と連携し、世代間交流、家族が一緒になって参加する活動を推進します。

さらに、青少年が活躍する多くの機会を提供するため、かつらぎ町青少年育成連絡協議会、地区青少年育成協議会、地区子ども会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラム作りに努めます。

5. 安全対策と非行防止

学校教育、各種団体と連携した子どもの安全対策を進めるとともに、有害環境の浄化、補導活動、声掛け運動、啓発活動など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

○協働の方針

町民の役割

親や教師に次ぐ「第三の保護者」である地域の大人として、青少年健全育成に協力します。

行政の役割

町民の活動を支援するとともに、学校などと連携し、有害環境の浄化などを推進します。

第2節 学びと参加によるまちづくり

第1 生涯学習環境の整備

○現状と課題

本町では、町民の学習活動を、生きがいのある心豊かな町民生活や活力あるまちづくりに生かしていくため、公民館を拠点に、子どもから高齢者までを対象としてさまざまな学級・講座を開催しているほか、ボランティア活動や社会教育団体の育成に努めています。

しかし、少子高齢化が進む中、各種学習活動への参加者の高齢化や固定化といった状況が見られるほか、多様化する学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりが求められており、すべての町民が生涯にわたって学び続け、その効果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが一層必要となっています。

これからは、公民館活動・地域活動の交流と、町民による自主運営体制を進めていくことが重要です。

そのため、講座・サークル活動参加者及び地域住民の参画により、公民館活動を協議する機会を設け、運営の強化と活動内容の充実を進めていかなければなりません。

特に、従来のサークル以外に、町民の生活に即した実学的な講座の開設、町民の興味・関心を呼び起こす講座の開設など、その運営を工夫していくことが必要です。

○基本方針

生涯現役社会を目指し、いつでもどこでも誰でもを基本に、生涯にわたり自らを高めることができるまちづくりに取り組みます。

また、誰もが自由に学習できるよう、多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、新たな知識や人との出会いの場につながるよう、わかりやすい情報提供に努め、ゆとりや生きがい、心の豊かさを実感できる快適な学習環境づくりを進めます。

今後は、生涯学習の推進のために、次代を担う若年層のより多くの参加や、講座を企画・運営できるような指導者の育成に取り組みます。さらに、高等教育・研究機関や周辺大学との連携を進め、産・学・官の結びつきを深め、より豊かな生涯学習活動を進めていきます。

○主な取り組み事項

1. 生涯学習関連施設の適正管理

生涯学習の拠点である公民館をはじめ、生涯学習関連施設の適正な維持管理と有効活用を図ります。

2. 生涯学習推進体制の強化

事業の効果を検証し、計画的・効果的な事業運営と生涯学習の推進に努め、新たな活動団体の設立や地域ボランティアの養成、情報発信などに積極的に取り組みます。

3. 学習活動の推進

誰もが興味と必要性に応じて学習活動ができるよう、各世代に対応したプログラムを企画し、各種の学習事業を提供します。

4. 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進

多様な町民ニーズに応える図書・資料の収集と提供に努めます。
また、学校等関係機関との連携による子ども読書活動を推進します。

5. 高等教育機関等との連携

町民の高度化する学習意欲に応えるため、周辺大学等と連携して各種講座等の開催に取り組みます。

施策体系

第1 生涯学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の適正管理

生涯学習関連施設の適正な維持管理と有効活用

2. 生涯学習推進体制の強化

生涯学習の推進と情報発信

3. 学習活動の推進

各種学習事業の提供

4. 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進

図書・資料の収集・提供及び読書活動の推進

5. 高等教育機関等との連携

高等教育機関との連携事業

○協働の方針

町民の役割

生涯学習活動に積極的に参加するとともに、活動を支える担い手同士の輪を広げます。

行政の役割

町民の多様な学習ニーズに対応し、人材・団体育成などを行い、学習活動を支援します。

第2 スポーツ・レクリエーションの推進

○現状と課題

現在、町内の社会体育施設を積極的に開放し、スポーツ活動の振興に努めています。

今後も、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、スポーツへのニーズに対応するとともに、スポーツを楽しむ人々を支援する必要があります。

近年、スポーツ活動では、少子化により児童数が減少し、スポーツ少年団の運営に大きな影響を与えています。児童数の減少は、スポーツ少年団の活動の幅を狭め、団体競技の存続が困難となる状況もあります。

また、高齢者を中心とした健康づくりを重視した軽スポーツなどの競技者が増加しており、活動場所の確保が求められています。

施設面では、既存施設の老朽化と安全性に対処するとともに、生涯スポーツへの気運の高まりと多様化するニーズに対応し、誰もが気軽に参加できる社会体育施設の運営が必要です。

本町は、平成27(2015)年に行われる「第70回国民体育大会2015紀の国わかやま国体」正式競技のゴルフ（少年男子）競技及びデモンストレーションスポーツのオリエンテーリングの開催地となっています。国内最大のスポーツの祭典「国体」の円滑な開催が求められます。

○基本方針

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通して、スポーツ活動を楽しみ、活動を通じて仲間づくりや健康増進につながるよう、町民のニーズにあったスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、スポーツ団体の育成・強化、スポーツの普及とレベルアップを図るため、指導者の確保と育成、競技力の向上を図ります。

そのほか、安全なスポーツ活動を行える環境を維持するとともに、多様化するニーズに対応するため、施設の整備や必要な改修などを計画的に実施します。

○主な取り組み事項

1. スポーツ活動の普及

スポーツ推進委員の育成、スポーツ大会の実施やスポーツ教室の開催により、スポーツの普及・推進を図ります。

また、スポーツ意識の向上を図るため、継続的に情報提供を行います。

さらに、「国体」の開催を通じ、町民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

施策体系

第2 スポーツ・レクリエーションの推進

1. スポーツ活動の普及

スポーツの普及・推進と情報提供

2. スポーツ団体の育成

体育団体の運営支援及び指導者の育成と競技力の向上

3. スポーツ施設の充実

社会体育施設の適切な維持管理と利用促進

2. スポーツ団体の育成

体育協会やスポーツ少年団などの体育団体の運営を支援するとともに、指導者や団体の育成、競技力の向上を図ります。

3. スポーツ施設の充実

スポーツ施設の老朽化や安全性に対処するとともに、社会体育施設の補修など維持管理に努め、利用を促進します。

○協働の方針

町民の役割

日常の運動やスポーツに積極的に取り組みます。また、スポーツ等の経験と成果を指導に生かします。

行政の役割

町民ニーズに応じたスポーツライフが実践できる環境づくりを進めます。

第3節 互いを尊重し合うまちづくり

第1 男女共同参画社会の実現

○現状と課題

男女共同参画社会づくりのため、性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて「かつらぎ町男女共同参画基本計画」に基づき、さまざまな取り組みを推進してきました。

しかし、依然としてドメスティック・バイオレンス(DV)^{*}等の女性に対する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っているなど、男女ともに人権が尊重される社会の実現には、多くの課題があります。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、経済・産業構造の変化など社会状況が著しく変化してきている中、男女が多様な生き方を主体的に選択できる社会の形成がなお一層重要となっています。

このため、今後は、家庭や地域社会、職場における男女平等を推進するため、意識改革の一層の推進や施策方針決定の場への女性の参画を促進し、さまざまな分野において男女がともに参画し、それぞれの個性と能力が発揮できるような取り組みを進めていく必要があります。

○基本方針

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することのできる社会とするため、意識改革や家庭、地域社会及び職場における環境づくりを推進します。

^{*}ドメスティック・バイオレンス(DV)…夫や恋人など親しい関係の男性から女性に向けられる身体的、心理的、経済的、性的等の暴力のこと。

○主な取り組み事項

1. 男女共同参画への啓発

広報紙や学校教育、生涯学習、地域などあらゆる機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の払拭や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発等を推進します。

施策体系

第1 男女共同参画社会の実現

1. 男女共同参画への啓発

男女平等意識の浸透に向けた啓発

2. 男女共同参画の環境整備

女性団体の活動支援及びまちづくり活動への女性参画の推進
男女共同参画に関する啓発と環境づくり

3. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

暴力の根絶に向けた相談・保護体制の充実

2. 男女共同参画の環境整備

女性団体の活動支援等を行い、女性の能力向上及びリーダーの人材育成を進め、女性自らが力を付けていく活動を支援します。

また、地域役員、各種審議会等への女性の登用の働きかけなどを行い、まちづくり活動への女性の参画を推進します。

さらに、事業所への男女共同参画に関する啓発、女性の多様な働き方への支援を進め、男女がともに助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。

3. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントの防止についての啓発活動を推進し、女性に対する人権侵害や女性や子どもに対する暴力の根絶に努めます。

また、関係機関との連携のもと、相談・保護体制の充実に努めます。

○協働の方針

町民の役割

男女共同参画推進について理解を深め、あらゆる場で共同参画の推進に努めます。

また、暴力などを発見した場合は、関係機関へ通報します。

行政の役割

町民の男女共同参画を推進するため、学習の場の提供に努めます。また、各種啓発などの活動に対する支援及び関係機関との連携を図ります。

第2 人権啓発の推進

○現状と課題

従来の社会制度や慣習などに基づく人権問題について、人権啓発講演会や各ブロックでの研修会など、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に取り組み、一定の成果を上げることができました。

しかし、国際化や情報化社会の進展、少子高齢化の到来など社会情勢の変化に伴い、子ども、高齢者、障害者、外国人、職業をめぐる人権に関するさまざまな課題が生じています。

このような状況において、あらゆる人々の人権が尊重され、自身の自己実現と「ともに生きる社会」の実現を目指して、各実施主体が相互にネットワークを構築し、総合的に人権意識の普及・啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

○基本方針

基本的人権^{*}は、一人ひとりが生まれながらに持っている、幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わりなく、基本的人権を尊重し、あらゆる差別を許さない社会を目指して、町民一人ひとりに行きわたる人権啓発活動を展開し、身近なことから人権問題を考え、日常生活の中で人権感覚が身に付く取り組みを進めます。

そのために、町民の主体的な学びの意識を高めるとともに、人権に関する研修や教育、情報の提供が受けられる環境づくりに努めます。

^{*}基本的人権…すべての人が生来的に等しく有する幸せに生きる権利。平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権等。

○主な取り組み事項

1. 人権啓発活動の推進

基本的人権を尊重し、一人ひとりが幸せに暮らせる社会を実現するため、町民一人ひとりの人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくよう啓発活動を推進します。

施策体系

第2 人権啓発の推進

1. 人権啓発活動の推進

人権意識の高揚と啓発活動の推進

2. 人権教育の推進

学校教育での人権教育の充実と生涯学習の場の提供

2. 人権教育の推進

人権教育の基本の場となる学校教育での人権の学びを充実させるとともに、人権問題を日常のこととして、生涯にわたって学び続け、気づきあえる学びの場を提供します。

○協働の方針

町民の役割

人権について理解を深めるために、講演会や勉強会に積極的に参加します。

行政の役割

人権問題について、啓発活動を行い、学習の場の提供に努めます。

第4節 交流によるまちづくり

第1 地域間交流の推進

○現状と課題

情報通信網の発達や広域幹線道路の整備などにより、町民の生活圏や活動範囲が拡大しているとともに、かつらぎ町へのアクセスも向上してきました。

今後は、本町への観光客や交流人口をさらに増やすためにも、友好都市との交流や各種イベントなどでのPR活動を通じて、地域間交流を推進します。

そのほか、複雑・多様化する行政課題に対応するため、近隣市を含む他自治体との広域行政のほか、大学等の研究機関などと連携を図り、自治体の枠組みを越えたさまざまな取組を推進する必要があります。

○基本方針

本町は、大阪府和泉市及び守口市と友好都市提携[※]しており、子どもたちの交流を中心とした定期的な交流や、アンテナショップの設置などを行っていますが、引き続き地域間交流を推進し、視野の広い人材の育成とネットワークづくりに取り組みます。

また、伊都・橋本地域内における広域的な施設相互利用の円滑化を図るとともに、地域PRや観光資源の活用により、広域的な地域間交流を推進します。

さらに、広域的な視点から産・学・官の連携を進め、地域特性を生かした個性あるまちづくりや地域活性化事業に取り組みます。

※友好都市提携

大阪府和泉市…国道昇格の運動を契機に交流が始まり、昭和63(1988)年6月22日に友好都市提携を締結。
大阪府守口市…大阪府守口市と旧花園村が友好関係にあったことから、平成17(2005)年10月1日に旧花園村と合併すると同時に、守口市と友好都市提携を締結。

○主な取り組み事項

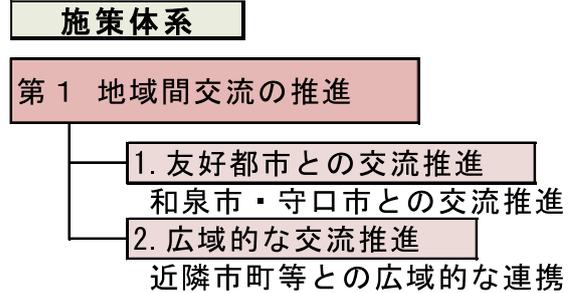
1. 友好都市との交流推進

友好都市である和泉市や、平成23(2011)年に友好交流30周年を迎えた守口市との交流において、お互いがさまざまな経験を積み、恩恵を受けられるような交流を推進します。

2. 広域的な交流推進

地域や特産物のPR、観光資源の活用、施設の利用などにおいて広域的に取り組めるよう、関係団体との政策立案などでの連携強化を図ります。

また、大学などとの連携を図り「町民・大学機関・行政」が一体的に、地域の魅力拡大や課題の解決などに取り組めます。



○協働の方針

町民の役割

地域間交流の重要性を認識し、ホスピタリティ意識を高め、積極的に来訪者との交流を図ります。

行政の役割

来訪者を増やすためにさまざまな手法を用いてPR活動を行うとともに、関係団体と連携して広域的な連携を推進します。

第2 国際交流の推進

○現況と課題

平成16(2004)年、高野山や本町の丹生都比売神社、町石道などが「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されて以降、高野山を訪れる外国人観光客が増加しており、外国人観光客に対する受け入れ体制の整備が重要な課題となっています。

また、中華人民共和国山東省萊西市^{らいせい}*と友好都市関係にありますが、近年目立った友好交流が行われておらず、友好関係の再構築が課題となっています。

○基本方針

国際化対応の環境整備を進め、かつらぎ町の紹介パンフレットや施設などの観光案内・情報媒体の整備、外国人観光客に対応する接客の研修など、受け入れ体制の整備に努めます。

本町は、中華人民共和国山東省萊西市^{らいせい}と友好都市提携をしており、経済や産業、教育などの各分野において、友好的協力関係の構築を目指します。

※中華人民共和国山東省萊西市…日中友好平和条約の基本精神に則り、相互の友好往来を促進し、交流と友好を一層強めるため、平成6(1994)年10月27日に友好都市提携を締結。

○主な取り組み事項

1. 国際化の環境整備

外国人観光客の利便性の向上を図るため、外国語に対応したアクセスマップや観光案内板などの整備を推進します。

施策体系

第2 国際交流の推進

1. 国際化の環境整備

外国人観光客に対応した観光案内板等の整備

2. 莱西市との友好交流

莱西市との交流推進

2. 莱西市との友好交流

友好都市関係にある莱西市と、経済・産業・教育などの各分野において交流を目指します。

○協働の方針

町民の役割

多文化共生に対する正しい理解を持ち、国際交流事業に積極的に参加します。また、来訪者に対して、おもてなしの心をもって、交流を図ります。

行政の役割

外国からの来訪者のために、外国語に対応した案内看板などを設置します。

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

第1節 住民主体のまちづくり

第1 協働によるまちづくり

○現状と課題

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少時代の到来や、地域コミュニティの担い手不足、財政基盤の脆弱さや硬直性、地方分権・地域主権の進展など大きく変化してきています。

これまでのまちづくりでは、町民ニーズに対し、主に町が公共サービスを提供することでまちづくりの課題を解決してきましたが、高度化、多様化する町民ニーズや、地域社会の高齢化、地域の店舗の減少などによる生活環境の変化等、地域が抱えるさまざまな課題を解決するには、これまでの手法では対応が難しいものとなってきています。

本町では、自治区を単位とした生涯学習や公民館活動、地域での福祉保健活動をはじめ、子ども・青少年育成、文化・芸術、環境保全、まちづくりなど、多彩な住民活動が展開されています。

その一方で、これまでも町内会・自治区等が地域社会のまちづくりに一定の役割を担ってきましたが、近年は担い手不足や地域住民の関心の低さといった課題が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、地域を構成する町民、町内会・自治区、企業等の多様な主体と町が地域の特性や課題などを共有した上で、それぞれの特性などを考慮し、役割を分担しながら、一体となって地域が求めるまちづくりやサービスに柔軟に対応する手法を取り入れていく必要があります。

このような中で、まちづくりを進めていくためには、住民や地域がまちづくりの担い手として、主体的に地域の活動や町政に参画していくことが必要であり、ボランティア活動などによる一層の地域活動の活性化が求められています。

特に、過疎化、高齢化の進行が著しい本町においては、中山間地域の集落の維持と住民自治の振興が、これからのまちづくりに欠かせないものとなっています。

今後も、住民自治意識の高揚を図るとともに、自治組織の組織化や組織強化のための財政支援をはじめ、活動の実践力を醸成するための研修会の開催、啓発活動を行うなど、住民自治活動に対する支援を行っていくことが必要です。

さらに、すべての職員がそれぞれの地域の住民として、また、行政と自治組織とのパイプ役として、地域活動へ積極的に関わっていくことも求められています。

この住民参画を推し進めていくために、情報公開制度や広報・インターネット等の媒体を有効に活用しながら、町政に関する情報を積極的に公開し、共有化を図っていく必要があります。

また、まちづくりに関連する主要施策の実施にあたっては、計画の段階から町民が参画する機会を広げ、町民の意見・要望を尊重し、町民の参画と行政が協働により施策を実現するまちづくりを推進する必要があります。

○基本方針

町民と行政がお互いの情報と施策目標の共有化を図り、計画などの策定段階から実施に至るまで、役割と責任を担い合う協働のまちづくりを進めます。

各地域では、これまでも多様な主体がそれぞれさまざまな活動を展開し、一定の成果を上げていますが、地域との協働の取り組みを進めていくことで、地域が必要とするニーズが明確となり、必要なサービスの提供が行われることや、地域の将来像を共有することにより、活動の意義や目的が幅広く理解され、地域活動に参加しようとする動機となります。

町にとっても、まちづくり懇談会をはじめとした町民の意見を町政に反映させる取り組みを推進し、地域との協働を進めていくことで、地域の課題と要望等がきめ細やかに把握でき、町が定める各種計画・事業の実施に反映させることがより可能となります。

このことから、協働の仕組みは、これまで以上に地域と町の双方が、同一の方向性のもとでまちづくりや地域課題解決のための事業を計画的かつ効果的に実施することで、地域にとって必要なサービスの提供と町民が住みたいまちづくりを着実に進めていくことを目指します。

○主な取り組み事項

1. 情報の共有化

町民と行政が情報を共有するため、行政情報を積極的に提供・公開に努めます。

広報紙やインターネットなど従来の方法に加え、ツイッターやフェイスブックなどの新たな情報発信媒体の活用の充実に努めます。

2. まちづくりへの住民参加

各種審議会委員等における一般公募や女性委員の登用、ワークショップやパブリックコメントの導入を進め、各種計画の策定、行政評価等への住民参加・協働を促進します。
また、住民と行政の協働のまちづくりを推進していくため、住民参加の機会と場の拡充を図ります。

3. 地域活動への支援

協働によるまちづくりを推進し、地域内外や各世代が交流する個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、町民自らが企画し、実施する住民主体のまちづくり活動に対して支援するとともに、さまざまな活動が活発に行われるよう啓発に努めます。

文化・スポーツなどのイベントや事業実施にあたっては、住民との協働による企画・運営を推進します。

また、住民自治組織を育成し、その活動を支援するため、住民自治を支援する体制の充実やリーダー育成のための研修会の機会の提供等人的支援、補助金等の財政的支援の充実に努めます。

さらに、地区担当職員制度を基本として、職員の地域活動への積極的な参加を促進するとともに、住民と行政を繋ぐ役割の発揮を促進します。

4. 広聴機会の充実

懇談会などの開催、住民意識調査の実施、電子メールや自治区との連携など、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に努めます。

施策体系

第1 協働によるまちづくり

1. 情報の共有化

町民と行政の情報の共有化
新たな情報発信媒体の活用検討

2. まちづくりへの住民参加

委員の一般公募や女性委員の登用など住、民参加の場の促進

3. 地域活動への支援

住民主体のまちづくり活動に対する支援

4. 広聴機会の充実

多様な広聴手段の充実

○協働の方針

町民の役割

自分たちの地域を住み良い地域にするため、自ら地域活動に参画するとともに、自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組みます。

行政の役割

積極的な情報発信や町政への参画機会の場を作り、住民との信頼関係構築に努めます。

第6章 信頼される役所づくり

第1節 改革によるまちづくり

第1 行政運営の効率化

○現状と課題

本町では、さまざまな行政運営の課題に対応するため、行政改革大綱を基本に、環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、適正な人員配置、情報システムの整備などを推進し、住民サービスの向上に取り組んできました。

今後も、新たな公共経営の実践、協働のまちづくりなどに対応した行政機構と事務改善を推進するとともに、総合計画などの進行管理と行政評価の連動、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、さまざまな改革に取り組み、組織力を発揮する行政運営を進めていく必要があります。

そのためには、総合計画を基本とした行政評価、人事評価、機構改革、定員管理に加え、職員の研修や健康管理などと連携した人事管理を進め、職員一人ひとりの能力、意欲をさらに向上させる必要があります。

情報通信技術の進展に伴い、従来紙媒体で情報交換していたものが、電子データによる処理へと移行しています。

こうした変化に対応するため、本町においても新たなシステムの構築や既存システムの拡充を図るとともに、庁内情報システムを維持し、これらを有効活用することによって、事務処理の省力化・高度化を進める必要があります。

また、本町ホームページについても使いやすさに配慮しながら、情報提供の迅速化や内容の充実を図るとともに、インターネットの特徴である即時性、双方向性を生かし、情報提供のみならず情報収集手段としての活用を推進する必要があります。

今後は、簡素・効率化を追求しつつも、町民サービスの質の充実を図る改革に重点を置き、総合計画の進捗管理ツールである行政評価において抽出される課題を中心とした改革・改善を推進する必要があります。

一方で、生活圏の広域化とともに、一つの市町村では解決できないことも増えており、町民の生活に必要な機能を共同で処理し、相互に機能を分担する必要性が高まっています。これまで、ごみ処理施設、知的障害者更生施設、介護認定審査会などの共同処理を行ってきましたが、今後も住民ニーズを踏まえ、周辺市町との連携を推進していく必要があります。

さらに、交通基盤の整備や環境問題など広域的な行政課題については、県の区域を超えた広域連携による行政運営の推進が必要です。

本格的な人口減少社会の到来により、定住人口の増加が望めないことから、今後は、他地域からの交流人口の拡大が地域社会を活性化させる大きな要素となってきます。そのためには、文化、観光、経済などさまざまな分野で、個性的で活力のある地域づくりに向けた広域的な地域間交流を推進する必要があります。

○基本方針

本格的な地方分権・地域主権進展の時代にふさわしい自立した自治体運営の確立に向け、民間経営理念・民間経営手法導入の視点に立ち、行政評価システムの活用による事務の進行管理とさらなる行政改革を積極的に進め、住民サービスの向上に努めます。

町民にわかりやすく、簡素で効率的、効果的な組織体制の構築を目指すとともに、地方分権・地域主権進展により増大する事務事業に対応するため、費用対効果や必要性を評価し、事務事業の拡充や統廃合を進めていきます。

また、内外の職員研修などを通じて、社会情勢の変化や町民ニーズに的確に対応できるよう、職員の意識改革と資質向上に努めます。

○主な取り組み事項

1. 行政組織・機構の改善

一般職員適正化計画を策定し職員数の適正化に努めます。また、事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、職員配置の適正化、課室間の横断的な連携と調整機能強化を進めます。

2. 事務事業の見直し

行政評価・事務事業評価の導入・定着化を図り、事務事業について評価を行い、その改善及び整理・合理化・民間委託等を推進します。

また、総合計画の進捗管理については、行政評価を行う機会の場合を設置するとともに、行政評価の有効性を高めるため、町民や有識者など第三者の意見が反映される仕組みについて検討します。

3. 職員の資質向上

職員研修などを通じて、職員が学び、自由に発想ができ、対話ができるような職場の雰囲気づくりを目指すとともに、職員一人ひとりがそれぞれの職務と責任を果たし、町民から信頼されるよう、資質の向上に努めます。

4. 行政情報システムの整備と業務の効率化

情報通信技術の進展に対応した行政サービスの提供や事務の効率化・迅速化を図るため、各分野における情報システムの整備、インターネット機能の活用などを計画的に行い、高度情報化の推進に努めます。

5. 情報セキュリティの強化

職員におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。

6. 広域行政の推進

住民サービスの向上に向けて、効率的・効果的な広域行政を推進するため、一部事務組合の統合や広域化を関係市町と協力しながら、検証を重ね、より効果的な広域行政を進めた新たな公共サービスの確立を目指します。

施策体系

第1 行政運営の効率化

1. 行政組織・機構の改善

職員数の削減と職員配置の適正化

2. 事務事業の見直し

行政評価・事務事業評価の導入と定着化

3. 職員の資質向上

町民から信頼される職員

4. 行政情報システムの整備と業務の効率化

情報システムの整備等による高度情報化の推進

5. 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ確保の徹底

6. 広域行政の推進

広域行政を進めた新たな公共サービスの確立

○協働の方針

町民の役割

行政運営に関心を持つとともに、町政に対して積極的に関わります。

行政の役割

限られた財源と人員で行政サービスの向上を図るため、機構改革や職員の資質向上を進め、効率的な行政運営を行います。

第2 財政の健全化

○現況と課題

本町の財政構造は、歳入総額に占める自主財源の割合は約30%前後と低調に推移している一方、依存財源のうち地方交付税の割合は約30%~40%と高い比率を占めており、依存財源に大きく左右される財政構造となっています。

本町では、国の三位一体の改革や景気低迷による歳入の減少に加え、扶助費、公債費など義務的経費の増大により、平成16(2004)年9月に「かつらぎ町行政改革大綱」を、また同年12月に「かつらぎ町財政健全化計画」を策定し、また平成18(2006)年12月には、「財政健全化計画」の見直しを行い、「事務事業の見直し」、「投資経費の見直し」など財政の健全化に取り組んできたところです。

さらに、将来にわたり持続可能な財政運営の確保を図るため、平成24(2012)年3月に「かつらぎ町財政健全化計画」を改定し、引き続き強固な財政基盤の確立に向けて取り組んでいます。

今後は、歳入では国勢調査人口の減少や合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少、歳出では少子高齢化の進行や社会保障費の拡大により、厳しい財政運営が予想されます。

限られた財源で最大の効果をあげるため、中長期的な展望に立った財政計画に基づき、行財政改革を断行し、財源の確保や経費の節減、適正な財政運営などに努めます。

また、町民への情報提供と住民主体の協働のまちづくりを推進することにより、町民にとって本当に必要な事業を見極め、町民に理解の得られる透明性の高い、持続性のある施策の展開に努めます。

○基本方針

少子高齢化や成熟社会への確に対応できるよう、町税の適正な課税と確実な収納に努め、財源の安定的な確保を図るとともに、限られた財源を有効に活用し、かつ長期的に収支の均衡を図りながら、継続可能な財政運営を行います。

○主な取り組み事項

1. 財源の確保

自主財源の根幹である町税の適正課税を行うとともに、収納に関しては、悪質滞納者への差押えなどの滞納処分を行い、税の公平性の確保に努めます。

また、受益と負担の公平性の確保を基本にして、適正な受益者負担の維持に努めます。

手数料や使用料などについては、公平性の見地から応分の負担となるよう、適正化を図ります。

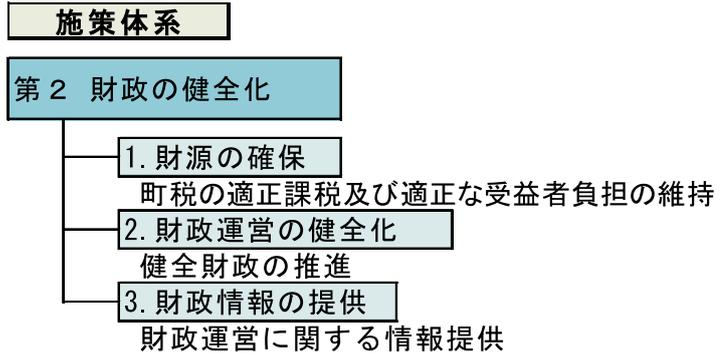
2. 財政運営の健全化

中長期的な財政計画の策定により、財政運営の検証・評価と改善を行い、健全財政の推進に努めます。

また、社会環境の変化や費用対効果を重視した事業選択を図るとともに、総合計画の進行管理と連動する予算編成手法について検討を進め、改善に取り組み、事業の選択と集中の理念に基づく歳出の適正な管理と、収支の均衡に努めます。

3. 財政情報の提供

町民にわかりやすい財政運営に関する情報提供を進め、財政への理解の充実に努めます。



○協働の方針

町民の役割

行政運営に関心を持ち、行政サービスにおける適切な受益者負担への理解と協力を進め、租税等の期限内納付に努めます。

行政の役割

限られた財源を有効かつ効果的に活用し、行政運営の効率化を図ります。

第3 情報公開の推進

○現況と課題

公正で透明な、開かれた町政を推進するためには、町政に関する町民の知る権利を保障するとともに、町民の町政への参加を促すことが求められています。

そこで、町政に対する情報提供施策の充実や公文書の公開制度の適正な実施等を通じて、町民への行政情報の提供と公開を一層推進し、総合的な情報公開を展開する必要があります。

本町では、行政運営を支える基礎として、これまで数多くの条例や規則などを制定し、管理をしてきましたが、その多くは、法律の委任に基づき当該法律を補完するものでした。

今後は、さらに地方分権、地域主権が進む中、独自条例の制定のニーズに応え得る、いわゆる「自治体法務」の体制整備がますます重要となっており、人材の確保、育成などが急務となっています。

また、公文書については、文書の保存に係る法令の定めやその重要度などに基づき保存期間を定めて適切な管理に努めるとともに、町民が行政情報の公開を請求する権利を保障する情報公開制度を適正に運用することで、行政の透明性・公正性の確保を図ってきました。今後、適正かつ効率的な行政運営と説明責任を確保する上で、公文書管理の重要性が高まるとともに、情報公開制度の充実がより一層求められています。

一方、個人情報保護について、本町では、個人情報保護条例により、個人情報の適正な取扱いを定め、町政に対する町民の理解と個人の権利利益の保護を図っています。今後とも、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政を推進するために、個人情報の保護に努めることが求められています。

○基本方針

情報公開の充実と多様な広報手段を活用することによって、行政情報を町民によりわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じて、町民の意見等を聴くことにより町民と行政との相互理解を深め、透明で開かれた町政の推進に努めます。

○主な取り組み事項

1. 情報公開の充実

情報公開に係る資料の整備を図ります。

また、条例や規則などの制定、改廃を迅速かつ的確に行うための体制整備をさらに進めるとともに、最新の条例や規則などを見やすく分かりやすい形で町民等に情報提供します。

施策体系

第3 情報公開の推進

1. 情報公開の充実

情報公開に係る資料の整備

2. 公文書公開の適正な実施

適正な公開の実施及び情報公開・個人情報保護審査会の適正運営

3. 公文書の適正な管理等

公文書作成の徹底と適正な管理、保存、利用

2. 公文書公開の適正な実施

関係法令の規定に基づいた適正な公開の実施を推進します。

また、情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運営に努めます。

3. 公文書の適正な管理等

事務及び事業に対する説明責任を果たすための公文書作成の徹底を図ります。

また、公文書の適正な管理、適切な保存・利用に努めます。

○協働の方針

町民の役割

行政情報に関心を持ち、適切な情報公開請求を行います。

行政の役割

開かれた行政の実現のため、積極的な情報公開を行います。

